

内灘町

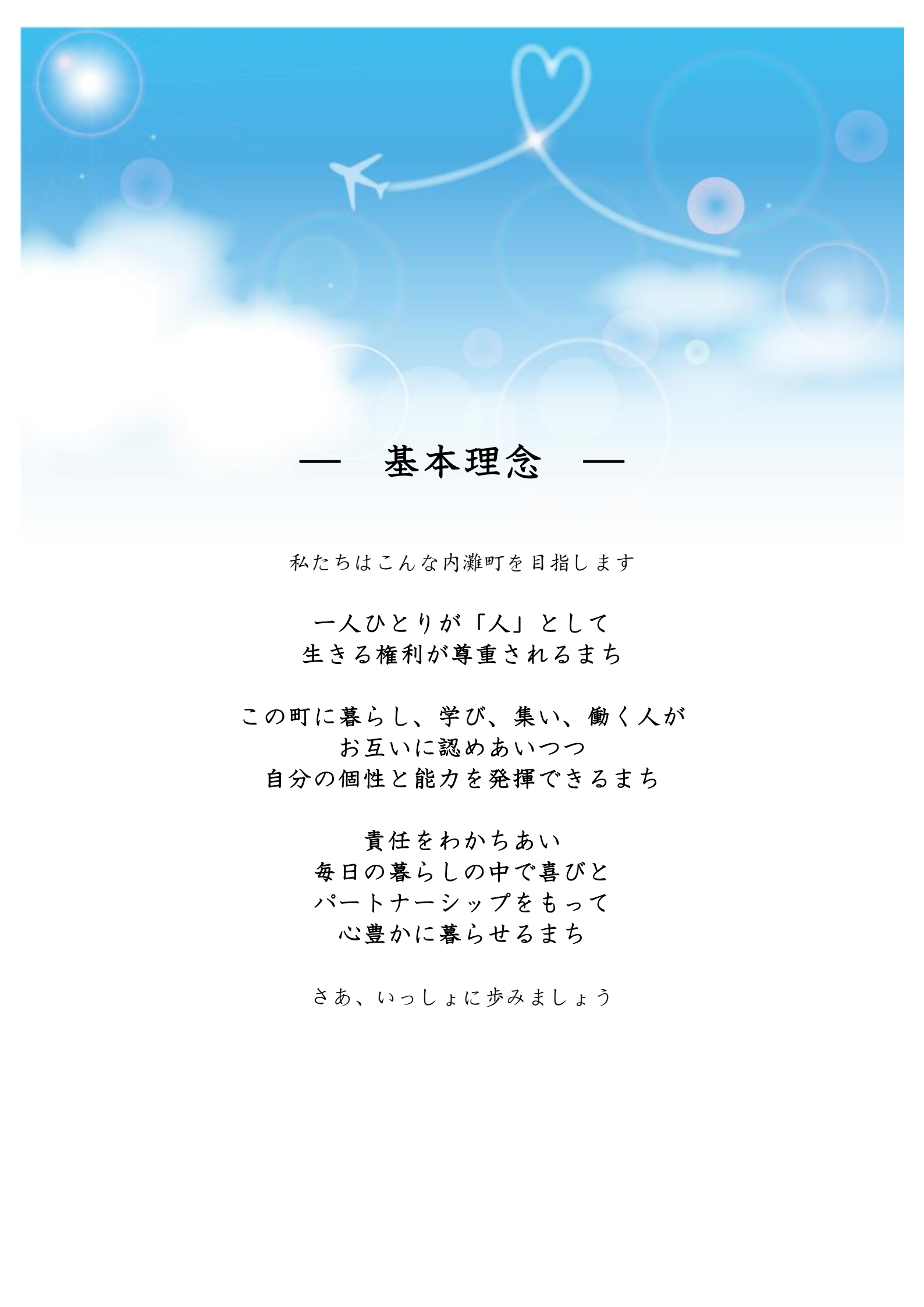
男女共同参画推進行動計画―改定版―

～一人ひとりが輝き

ハーモニー奏でるまちをめざして～



内 灘 町



— 基本理念 —

私たちはこんな内灘町を目指します

一人ひとりが「人」として
生きる権利が尊重されるまち

この町に暮らし、学び、集い、働く人が
お互いに認めあいつつ
自分の個性と能力を発揮できるまち

責任をわかちあい
毎日の暮らしの中で喜びと
パートナーシップをもって
心豊かに暮らせるまち

さあ、いっしょに歩みましょう

はじめに（男女共同参画社会の推進へ向けて）

近年、少子高齢化が急速に進行し、それに合わせて人々のライフサイクルも変化しています。これは内灘町も例外ではありません。男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を発揮し、豊かな人生を送っていくためには、多様な意見や価値観を反映した「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

内灘町では、平成 19 年に「内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定し、「一人ひとりが輝きハーモニー奏でるまちをめざして」をテーマに男女がともに生き生きと豊かに暮らせるまちづくりの推進をして参りましたが、現在の国の動向や社会環境の変化を踏まえた新たな課題に対応するため、この度「内灘町男女共同参画推進行動計画－改定版－」を作成いたしました。

この改定版では、女性活躍推進法や国際的視野を勘案した内容を追加し、また、この度実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、町民の意識の変化や今後の課題を探り、施策体系の整理やそれぞれの事業内容の再確認を行いました。

これからも、男女共同参画社会の実現を推進するにあたり、この「内灘町男女共同参画推進行動計画－改定版－」及び、「内灘町男女共同参画まちづくり条例」の町民への周知を一層図るとともに、行政と町民全体で男女共同参画について考える機会を積極的に設け、老若男女問わず一人ひとりが個性や能力を発揮し輝ける、楽しく夢のあるまちづくりを目指して参りたいと思っております。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、活発なご意見を賜りました町男女共同参画推進委員会の皆様、町民意識調査において貴重なご意見ご提言をお寄せいただきました多くの町民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

内灘町長 川口 克則

目 次

はじめに	1
第1章 計画の趣旨	
1 計画策定の趣旨	7
2 計画の性格と位置づけ	7
3 計画の期間	8
4 基本理念	8
5 基本目標	8
6 基本視点	8
第2章 計画策定の背景	
1 世界の動き	11
2 国の動き	12
3 石川県の動き	15
4 内灘町の動き	16
5 男女の人権の尊重について	16
6 社会情勢の変化の中で	17
第3章 計画の展開	
計画体系図	21
目 標 I	
一人ひとりがその個性と能力を発揮でき、 互いに認めあい尊重しあうまち	22
重点課題1 男女共同参画の視点にたった社会制度、 慣習の見直しと男女平等教育の推進	22
重点課題2 みんなの人権の尊重と侵害の解消	27
目 標 II	
誰もが生き生きと参画できるまち	32
重点課題1 方針の立案、決定過程への女性の参画推進	32

目 標Ⅲ

家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち	35
重点課題1 誰もが働きやすい環境の整備	35
重点課題2 仕事と家庭の調和の支援	39
重点課題3 男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	47
重点課題4 生涯を通じて安心して暮らせる基盤の整備	50

目 標Ⅳ

着実な計画の推進	52
重点課題1 推進体制の整備	52

目 標Ⅴ

国際社会との連携及び協調の推進	55
重点課題1 国際理解の促進	55

数値目標と指標	57
---------	----

資 料 編

内灘町男女共同参画まちづくり条例	61
内灘町男女共同参画まちづくり条例施行規則	65
審議過程及び内灘町男女共同参画推進委員会委員名簿	66
日本国憲法〈抄〉	67
男女共同参画社会基本法	70
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	76
北京宣言及行動綱領目次	86
世界・国内の男女共同参画への動き	91
人間開発に関する指数の国際比較	95
用語解説	97

第 1 章

計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基本理念
- 5 基本目標
- 6 基本視点

1 計画策定の趣旨

内灘町は昭和 30 年代後半から土地区画整理事業等による砂丘地の開発により、人口が急増し、昭和 37 年の町制施行時 7,615 人であった人口は、県都金沢市近郊の地理的条件から住宅団地の造成や教育・文化施設等の都市基盤の整備に伴う人口の増加により、平成 27 年の国勢調査では人口は 26,982 人となり、多様な人々の暮らす町となっています。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化、また地方分権への動きなど、今やわが国はそうした社会経済情勢の急激な変化に対応する必要に迫られています。このような事情から女性も男性もともにその個性と能力を十分に発揮し、尊重し合い、家庭・学校・職場や地域など、あらゆる場所に参画できることはとても大切なことです。しかし、女らしさ、男らしさといった社会的につくられた性差や、男性は仕事、女性は家庭と子育てという固定的な役割分担等の意識に関わる問題が根強く残っており、私たち一人ひとりの意識改革が最も大きな課題となっています。

一方、1995 年第 4 回北京世界女性会議が開催されたあと、男女共同参画に向けた動きは着実に推進され、国際的には国連女性 2000 会議の開催、国内的には平成 11 (1999) 年 6 月の「男女共同参画社会基本法」の制定、平成 12 年 (2000) 年 12 月の国の基本計画策定など、成果となって現れています。さらには平成 17 年 (2005) 年 12 月に、第一次基本計画の進捗状況の評価とその後の社会情勢の変化を勘案し、第二次、第三次基本計画を順次制定、平成 27 (2015) 年 12 月には第四次基本計画が制定され、合わせて女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が成立するなど、日本社会は大きく変わり始めています。

このような諸情勢の中、町は平成 28 年『第五次 内灘町総合計画』を策定し、その基本方針の一つに、「絆を深め、みんなが活躍できる町づくり」を掲げ、町民一人ひとりがいきいきと暮らし、個性あふれ、安心して暮らすことのできるまちを目指しています。こうした目標を達成するためには、すべての町民が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず対等なパートナーとして、仕事、家庭、地域等での活動にバランスを取って参画できる新しい社会づくりや、町民・事業者・各種団体や行政との連携・協力によるまちづくりの推進が必要です。内灘町では、このような課題に対応するため、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として平成 30 年に「第二次内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

○この計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく計画とし、国の男女共同参画基本計画、県の男女共同参画計画（いしかわ男女共同参画プラン 2011）を勘案しながら策定した町の行動計画です。

○本計画は、「第五次 内灘町総合計画」を上位計画とした部門別計画のひとつです。
また、男女共同参画の視点で、町の各部門の施策を横断的にとらえたものです。

3 計画の期間

○平成 30（2018）年度から 10 年間とします。

○計画の期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行います。

4 基本理念

一人ひとりが輝きハーモニー奏でるまちをめざして

一人ひとりが「人」として
生きる権利が尊重されるまち

この町に暮らし、学び、集い、働く人が
お互いに認めあいつつ
自分の個性と能力を発揮できるまち

責任をわかちあい
毎日の暮らしの中で喜びと
パートナーシップをもって
心豊かに暮らせるまち

5 基本目標

- I 一人ひとりがその個性と能力を発揮でき、互いに認めあい尊重しあうまち
- II 誰もが生き生きと参画できるまち
- III 家庭、職場、地域で心豊かに調和ある生活のできるまち
- IV 着実な計画の推進
- V 国際社会との連携及び協調の推進

6 基本視点

- ① 人・・・一人ひとりがかけがえのない存在
- ② 時・・・人生のうち、いつの時でもその人らしく生き生きすごすこと
- ③ 場・・・家庭、地域、学校、職場それぞれの場で、個性を認めあい生きていける場の創造

第2章

計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 国の動き
- 3 石川県の動き
- 4 内灘町の動き
- 5 男女の人権の尊重について
- 6 社会情勢の変化の中で

1 世界の動き

①国際婦人年

昭和 50 (1975) 年、国連が提唱した国際婦人年に「第 1 回世界女性会議」がメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択された。

続く昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年を「国際婦人の十年」と定め、女性の人権擁護と男女平等のための国際的な行動が開始された。

②「女子差別撤廃条約」

昭和 54 (1979) 年に、国連第 34 回総会にて「女子差別撤廃条約」が採択された。

③「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」

昭和 60 (1985) 年、「国際婦人の十年最終年世界女性会議」がナイロビにて開催され、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

④「第 4 回北京世界女性会議」の開催

平成 7 (1995) 年「第 4 回北京世界女性会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領（西暦 2000 年までの国際的指針）」が採択された。

⑤国連特別総会「女性 2000 年会議」の開催

「第 4 回北京世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」をフォローアップするため、平成 12 (2000) 年、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークにて開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領の実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択された。

⑥国連女性の地位委員会閣僚級会議「北京+10」の開催

「第 4 回北京世界女性会議」から 10 年目にあたることを記念し、平成 17 (2005) 年国連女性の地位委員会閣僚級会議「北京+10」がニューヨークにて開催され、5 項目からなる政治宣言と 10 本の決議が採択された。

⑦国連女性の地位委員会「北京+15」記念会合の開催

「第 4 回北京世界女性会議」から 15 年目にあたることを記念し、平成 22 (2010) 年に国連「北京+15」記念会合がニューヨークにて開催され、5 項目からなる政治宣言と 7 本の決議が採択された。

⑧国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合の開催

「第 4 回北京世界女性会議」から 20 年目にあたることを記念し、平成 27 (2015) 年に国連「北京+20」記念会合がニューヨークにて開催され、13 項目からなる政治宣言と 2 本の決議が採択された。

2 国の動き

①「婦人問題企画推進本部」の設置と「国内行動計画」の策定

国では、「世界行動計画」の内容を国内政策に取り入れるため、昭和 50（1975）年に国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52（1977）年には女性の人権保障と地位向上のための「国内行動計画」が策定された。

②「女子差別撤廃条約」の批准と「新国内行動計画」の策定

昭和 60（1985）年には、「女子差別撤廃条約」が批准され、「男女雇用機会均等法」が制定された。

また、昭和 62（1987）年には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け「新国内行動計画」が策定された。

③「男女共同参画推進本部」の設置

平成 6（1994）年には、「婦人問題企画推進本部」が改組され「男女共同参画推進本部」が設置された。

また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されるなど、推進体制が整備された。

④「男女共同参画社会基本法」の制定

平成 11（1999）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられるとともに、平成 12（2000）年には「男女共同参画基本計画」が策定された。

⑤「男女共同参画会議」の設置

平成 13（2001）年 1 月、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」が設置された。

合わせて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、これまで以上に推進体制の充実・強化が図られた。

⑥「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」の制定

平成 13（2001）年、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が制定された。

⑦「次世代育成支援対策推進法」・「少子化社会対策基本法」の制定

平成 15（2003）年、少子化に的確に対処するため、「少子化社会対策基本法」が、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため「次世代育成支援対策推進法」が制定された。

⑧「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定

平成 17（2005）年 12 月には、平成 12（2000）年に策定された「男女共同参画基本計画（第 1 次）」の取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定された。

⑨「男女雇用機会均等法」の改正

平成 18（2006）年には、平成 9（1997）年に一度改定された「男女雇用機会均等法」が、更に改正された。法律の施行から 20 年、前回の改正から約 10 年が経つ今回の改正により、女性に対する差別だけでなく、男女両方を対象として性差別や間接差別の禁止、妊娠及び出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等が新たに定められた。

⑩「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」の改正

平成 19（2007）年には、配偶者等からの暴力のみでなく、心身に危害を与える脅迫行為についても加味され、保護命令事項と保護対象が拡大された。

⑪「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

平成 19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

憲章では国民全体の仕事と生活の調和の実現が、日本の社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であることから、国は国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む、とされている。

⑫「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定

平成 19（2007）年の憲章・行動指針策定後の、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」に新たな視点や取組として、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明するため、平成 22（2010）年に改定された。

主なものとして、官民一体となった政労使の合意や、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」、「『新しい公共』への参加機会の拡大による地域社会の活性化」といった新たな概念を記載。また、国の取組を中心に改正労働基準法や「パパ・ママ育休プラス」等の新たな施策に対応した方針を明記し、「新成長戦略」等との整合性を持たせた 14 の指標、2020 年の目標値の設定などがあげられる。

⑬「第3次男女共同参画基本計画」の策定

平成22(2010)年には、平成17(2005)年に策定された「男女共同参画基本計画(第2次)」の取組を評価・総括し、「第3次男女共同参画基本計画」が策定された。

⑭『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画』の策定

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、日本の経済社会の活性化にとって不可欠であるという点から、平成24(2012)年に取りまとめられた。主要な取組は「日本再生戦略」にも反映されている。

⑮「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」の改正

平成25(2013)年には、配偶者暴力防止法の適用対象が拡大され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、この法律の規定を準用することとなった。

⑯「第4次男女共同参画基本計画」の策定

平成27(2015)年には、平成22(2010)年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」の取組を評価・総括し、「第4次男女共同参画基本計画」が策定された。

4次計画で改めて強調している視点として、女性の活躍推進のためにも男性中心型労働慣行等の変革や、女性採用・登用の推進、男女の人権尊重、国際的な評価を得られる社会の実現などがある。

⑰「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の完全施行

平成28(2016)年には、女性に対する採用・昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備、また、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行された。

3 石川県の動き

①「石川県婦人行動計画」の策定

女性の地位向上と福祉の充実を目指し、昭和 56（1981）年に「石川県婦人行動計画」が策定された。

同計画の期間満了に伴い、昭和 62（1987）年に新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン 21」が策定された。

②「いしかわ女性行動計画」の策定

平成 3（1991）年に国の「新国内行動計画」改定に伴い平成 5（1993）年「いしかわ女性行動計画」が策定された。

③「男女共同参画推進室」の設置

「男女共同参画社会基本法」の施行により、これまでの取組をさらに加速するため、平成 12（2000）年には女性少年課に「男女共同参画室」が設置された。

平成 15（2003）年には「男女共同参画課」とされ、推進体制の充実が図られた。

④「いしかわ男女共同参画プラン 2001」の策定、「石川県男女共同参画推進条例」の施行

平成 13（2001）年 3 月「男女共同参画社会基本法」に基づき「いしかわ男女共同参画プラン 2001」が策定された。また、同年 10 月「石川県男女共同参画推進条例」が施行された。

⑤「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画」の策定

平成 17（2005）年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改定施行を受け、「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画」を策定した。

⑥「いしかわ男女共同参画プラン 2011」の策定

平成 23（2011）年には、新たに 10 年後を目標とした「いしかわ男女共同参画プラン 2011」を策定し、石川県が目指す男女共同参画社会を「男女が共に築く活力ある石川ー3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」と定めた。

⑦「いしかわ男女共同参画プラン 2011 改定版」の策定

平成 28（2016）年に国が策定した「第 4 次男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて改定版を策定した。この改定では「働く女性の活躍推進」、「地域での男女共同参画の推進」、「女性に対する暴力の根絶」を強化ポイントとして掲げており、あわせて「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画 改定版」の策定を行った。

4 内灘町の動き

①「男女共同参画室」の設置

男女共同参画施策の積極的な取組みのため、平成 17（2005）年 7 月「女性施策推進室」を設置、翌 4 月室名を「男女共同参画室」と変更した。

②「内灘町男女共同参画推進委員会」の設置

男女共同参画に関する施策を推進するため、平成 17（2005）年 8 月に内灘町男女共同参画推進委員会を設置した。

③第 1 回「男女共同参画に関する住民意識調査」の実施

平成 18（2006）年 1 月に第 1 回「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施した。

④「内灘町男女共同参画推進行動計画」の策定

平成 19 年（2007）年 3 月に「内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定した。

⑤「男女共同参画まちづくり条例」の制定

平成 19（2007）年 12 月に「内灘町男女共同参画まちづくり条例」を制定し、翌 20 年 4 月 1 日から施行した。

⑥第 2 回「男女共同参画に関する住民意識調査」の実施

平成 24（2012）年 1 月に第 2 回「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施した。

⑦第 3 回「男女共同参画に関する住民意識調査」の実施

平成 29（2017）年 11 月に第 3 回「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施した。

⑧「内灘町男女共同参画推進行動計画－改定版－」の策定

平成 30 年（2018）年 3 月に「内灘町男女共同参画推進行動計画－改定版－」を策定した。

5 男女の人権の尊重について

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきました。

しかし、長い歴史の中で社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）にとらわれた意識や性別による固定的な役割分担が残っており、必ずしも平等とはいえない状況です。女性の人権が十分に尊重されていない中で、女性への様々な暴力の問題がクローズアップされ、その被害報告が年々増加しています。

また近年、セクシャルマイノリティー（性的少数者）に対する問題も取り上げられるようになり、個人の尊重と理解がより一層求められています。

人権の尊重は男女共同参画の根底をなす基本理念であり、個人の尊重なくして、個性と能力は発揮できるものではなく、社会情勢の変化に関わらず今後も対策を推進していく必要があります。

6 社会情勢の変化の中で

①少子・高齢化の進行

少子高齢化の急速な進行は止まるところを知らず、平成 16（2004）年をピークとし、翌平成 17 年から、人口の減少が始まっています。

厚生労働省が実施している平成 28（2016）年の人口動態統計の年間推計では、出生数が過去最少の約 98 万人となり、年間の出生数が 100 万人を割るのは昭和 22 年の統計開始以来、初めてのことです。

また、女性が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率は、過去最低だった平成 17（2005）年の 1.26 を境に上昇傾向にあり、平成 27（2015）年は 1.45 でした。（石川県 1.51／内灘町 1.25）

しかし、出産世代とされる 15～49 歳の女性の人口が年々減少しているため、平成 28 年は出生数の減少に歯止めをかけることができなかつたとみられます。死亡数から出生数を差し引いた人口の自然減は平成 27 年まで 9 年連続で増加しており、今後も人口の減少は続くこととなりそうです。

内灘町の 65 歳以上の人口も昭和 50 年には総人口に対して 5.3%であったものが、平成 29 年 3 月末には 24.4%と 4.6 倍の伸びとなっています。

その他、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加するなど世帯規模の縮小が続いています。

少子・高齢化の進行は生産年齢人口の減少をもたらすなどの労働力の制約や年金・医療・福祉等社会保障費の増大など、社会経済に大きな影響を与えることとなります。

このため、高齢期の男女には、自立し充実した生活のため社会体制の整備やその能力を社会の活力としていけるような体制づくりが必要です。

また、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりや多様なライフスタイルに対応した子育て支援策を充実させ、子どもを持ちたい男女が安心して子どもを産み育てられる環境を作ることが必要です。

内灘町では、このような背景から、平成 25 年 4 月より子ども医療費助成を満 18 歳まで受給できるよう拡充し、また、三世帯同居・近居する家庭への住宅費用補助などを実施しています。

その他、子ども子育て支援法などの法律に基づき、住民の意見を反映しながら今後も様々な支援に取り組んでいきます。

②地域形態の変化

経済構造の変化や情報化の進展に伴い、個人の職場、家庭、地域等への帰属意識は多様化しています。地方の経済状態は厳しい状態が続いており、内灘町の財政も同様に厳しい中、地域の特性を生かしたまちづくりが必要とされています。

また、地方分権が進展する中、住民参加が不可欠となっており、地域における男女共同参画社会の形成の重要性が更に増大すると考えられます。

③日本経済と女性の社会進出

帝国データバンクが平成 28（2016）年 8 月にまとめた「女性登用に対する希望の意識調査」によると、調査対象企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性比率は平均 6.6%でした。しかし政府は 2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%に引き上げる目標を掲げており、年々微増の傾向にはありますが、現実には程遠い現状となっています。

また、他の先進国からみると、日本の生産性は低迷を続けています。それは、単に人口の減少のみが理由ではなく、他国に比べて女性と男性の収入格差が大きいことや、男性の過剰な長時間労働の慣行、更には、女性の潜在能力が過小評価され、労働力として有効活用されていないという現状も考えられます。

これらの問題を打開する為にも女性の活躍推進を図る必要があり、男性の労働時間の減少や日本の生産性アップ、更にはワーク・ライフ・バランスの推進にも繋がっていく重要な取組になります。

同年 4 月の女性活躍推進法の施行を受け、女性の活躍を促す行動計画を策定した企業は、同法で策定が義務づけられた従業員 301 人以上の企業で 81.7%あり、300 人以下でも 49.1%にのぼっています。人手不足が深刻になるなかで、企業では優秀な女性の採用と確保が必須となってきています。

④情報化・グローバル化社会の進展

情報化の進展により、地理的・時間的な距離を超えた価値の共有が容易となり、働き方、住み方、人とのつながり方などが大きく変化しています。

また国際化が進展し、国際社会における競争も更に激化する中、知的価値の生産やその活用、文化的価値がより尊重される時代を迎えています。

知的価値、文化的価値を生み出す源泉は、工業社会で必要とされた大量の均質な労働力ではなく、情報を活用し総合的な発想力を持つ多様な人材を必要としています。

このような背景からも、男女を問わず柔軟な人材の育成と活用が必須であり、画一的な基準を満たすための規制ではなく、健全な競争の促進と、公正を期すための新たなルールも必要になっています。

男女共同参画社会は、ジェンダーにとらわれず多文化・多様性を尊重した、協調性のある社会づくりのために新たな局面を迎えています。

第3章

計画の展開

計画の体系

一人ひとりが輝き
ハーモニー奏でるまちをめざして

目 標	重 点 課 題	施 策 の 方 向
I 一人ひとりがその 個性と能力を発揮 でき、互いに認めあ い尊重しあうまち	1 男女共同参画の視点 にたった社会制度、 慣習の見直しと男女 平等教育の推進	① 男女共同参画の視点にたった教育 の推進 ② 男女共同参画に関する意識啓発の 推進
	2 みんなの人権の尊重 と侵害の解消	③ 女性と男性との間に生じるあらゆる 暴力の根絶
II 誰もが生き生きと 参画できるまち	1 方針の立案、 決定過程への女性 の参画推進	④ 方針の立案、決定過程への女性の参 画の推進※ ⑤ 女性の人材育成と人材に関する情 報提供※
	1 誰もが働きやすい 環境の整備	⑥ 雇用の場における男女の均等な機 会と待遇の確保※ ⑦ 自営業、農林水産業などにおける男 女のパートナーシップの推進※ ⑧ 多様な働き方を可能とする就業環 境の整備※
III 家庭・職場・地域で 心豊かに調和ある 生活のできるまち	2 ワーク・ライフ・バ ランスの推進	⑨ 社会全体で支える子育て支援※ ⑩ 家庭生活への男女共同参画の推進※ ⑪ ひとり親家庭の自立に向けた支援※
	3 男女がともに担う 活力ある地域づくり の推進	⑫ 地域活動への男女共同参画の推進 ⑬ ボランティアやNPO活動等への 支援
	4 生涯を通じて健康で 安心して暮らせる 基盤の整備	⑭ 生涯を通じた健康支援 ⑮ 高齢者や障がいのある人等が安心 して暮せる環境の整備
	1 推進体制の整備	⑯ 町の推進体制の整備 ⑰ 町民との連携の促進 ⑱ 評価システムの整備
IV 着実な計画の推進		
V 国際社会との連携 及び協調の推進	1 国際理解の促進	⑲ 国際交流・協力の推進 ⑳ 国際的な概念や考え方の理解と多 文化共存の推進

※印…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

目標Ⅰ 一人ひとりがその個性と能力を発揮でき、互いに認めあい尊重しあうまち

町民一人ひとりがその個性や能力を発揮して、生き生きとした活動ができること、また、女性も男性も互いの人権を尊重し合い、家庭・学校・職場や地域などあらゆる場所に参画できることは大切なことです。

しかし、女らしさ、男らしさといった社会的につくられた性差や、男性は仕事、女性は家庭と子育てという固定的な性別役割分担などの意識に関わる問題が根強く残っており、私たち一人ひとりの意識改革が最も大きな課題です。

重点課題 1

男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進

【現状と課題】

内灘町が平成 18 年に初めて行った「男女共同参画に関する住民意識調査」では、「男は仕事・女は家庭」という考え方に代表される性別に基づく固定的な役割分担意識に「賛成しない（「賛成しない」と「あまり賛成しない」）」の回答は全体で 30.6%でしたが、今回の調査では 42.8%と大幅にアップしました。

しかしながら、平成 28 年に内閣府が公表したデータと比べると、上記反対意見は 54.3%となっており大きな差があります。

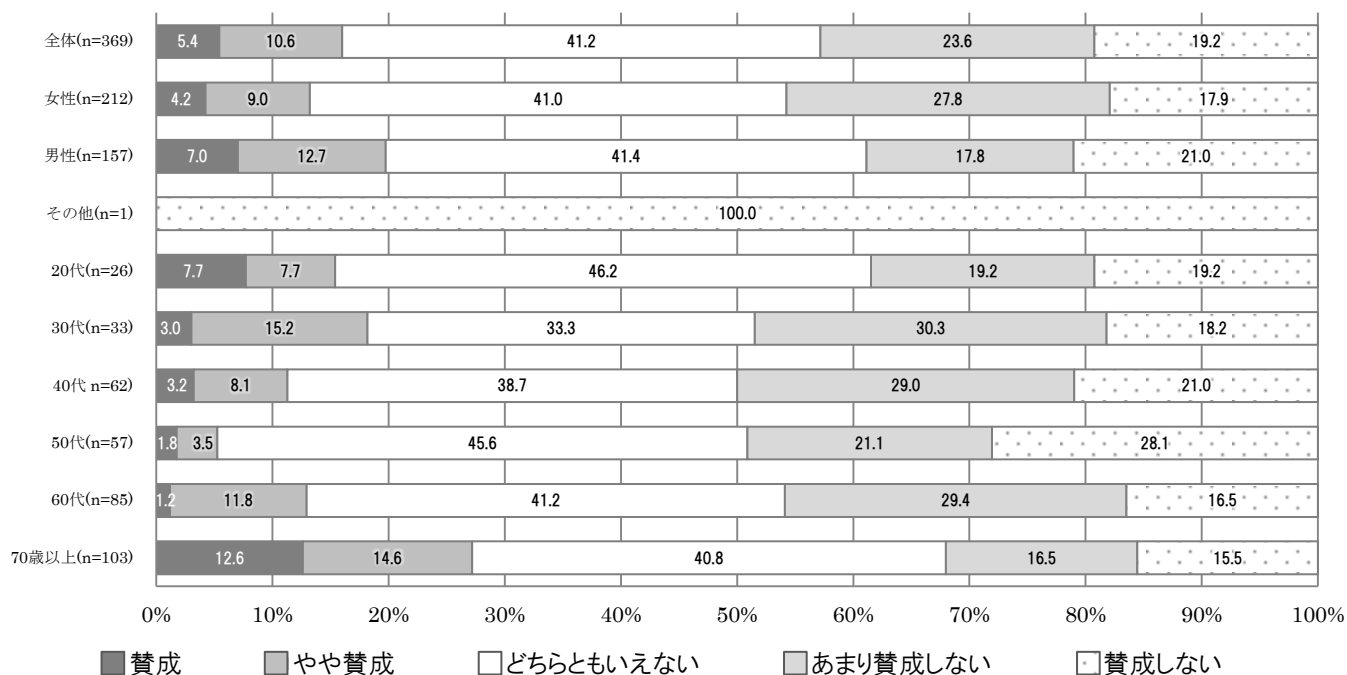
内灘町においても年々、性別役割分担意識に関する意識は変化しつつありますが、全国から見るとまだまだ浸透が進んでいない状況がわかります。

これは、今回の意識調査で「女性及び男性にとってそれぞれ重要だと思うこと」についての問いから、女性は男性に「頼りがい」や「経済力」、「仕事をこなせる能力」を重要視する傾向があり、男性は女性に「家事ができること」や「気配りができること」を重要視する傾向があるという結果からも読み取ることができます。

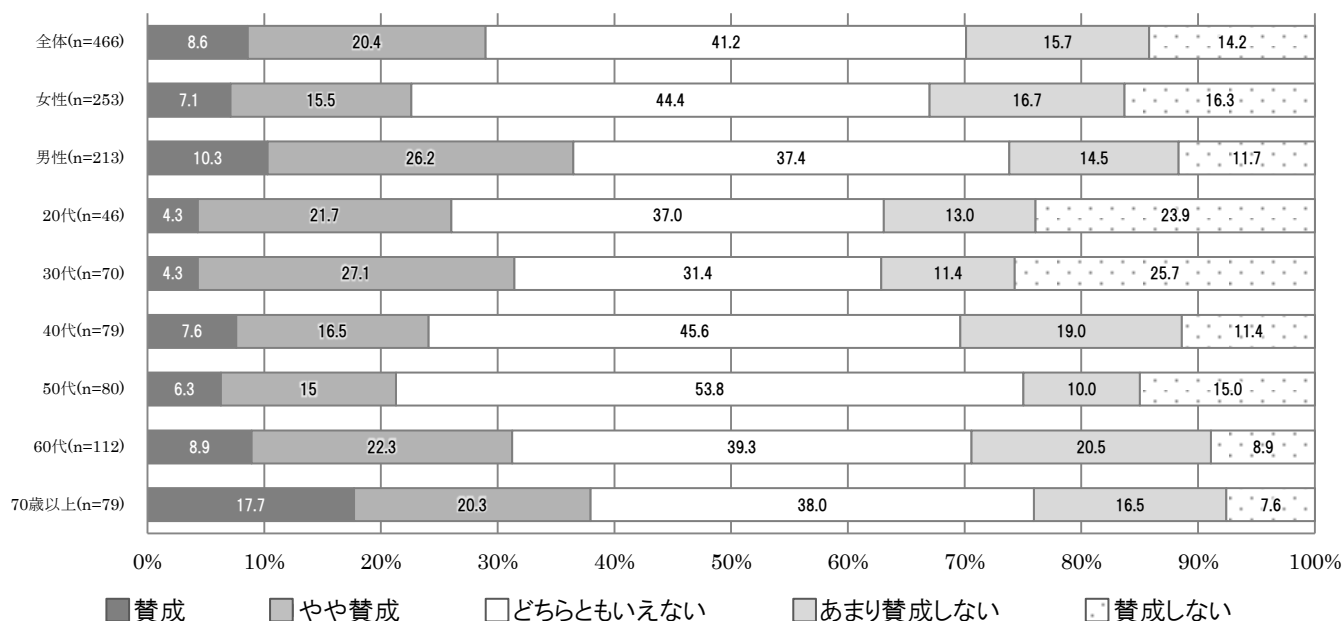
また、男女共同参画に関する用語の認知度についても、内灘町男女共同参画まちづくり条例や推進行動計画など、「聞いたことはあるが内容は知らない」という回答が多数見受けられ、町民へ向けた情報の発信も、今後の課題となっています。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について

【平成 29 年 11 月実施】

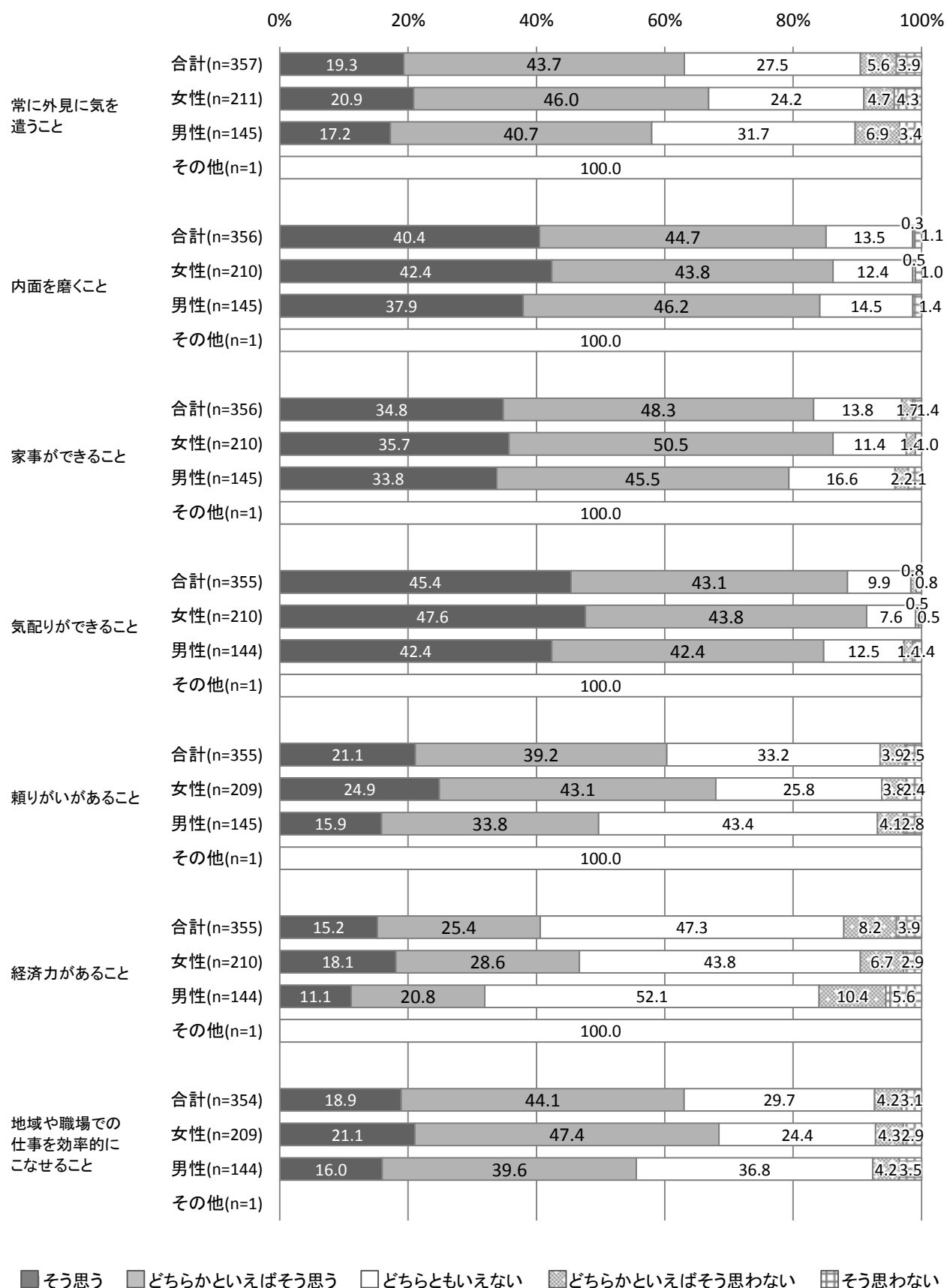


【平成 24 年 1 月実施】

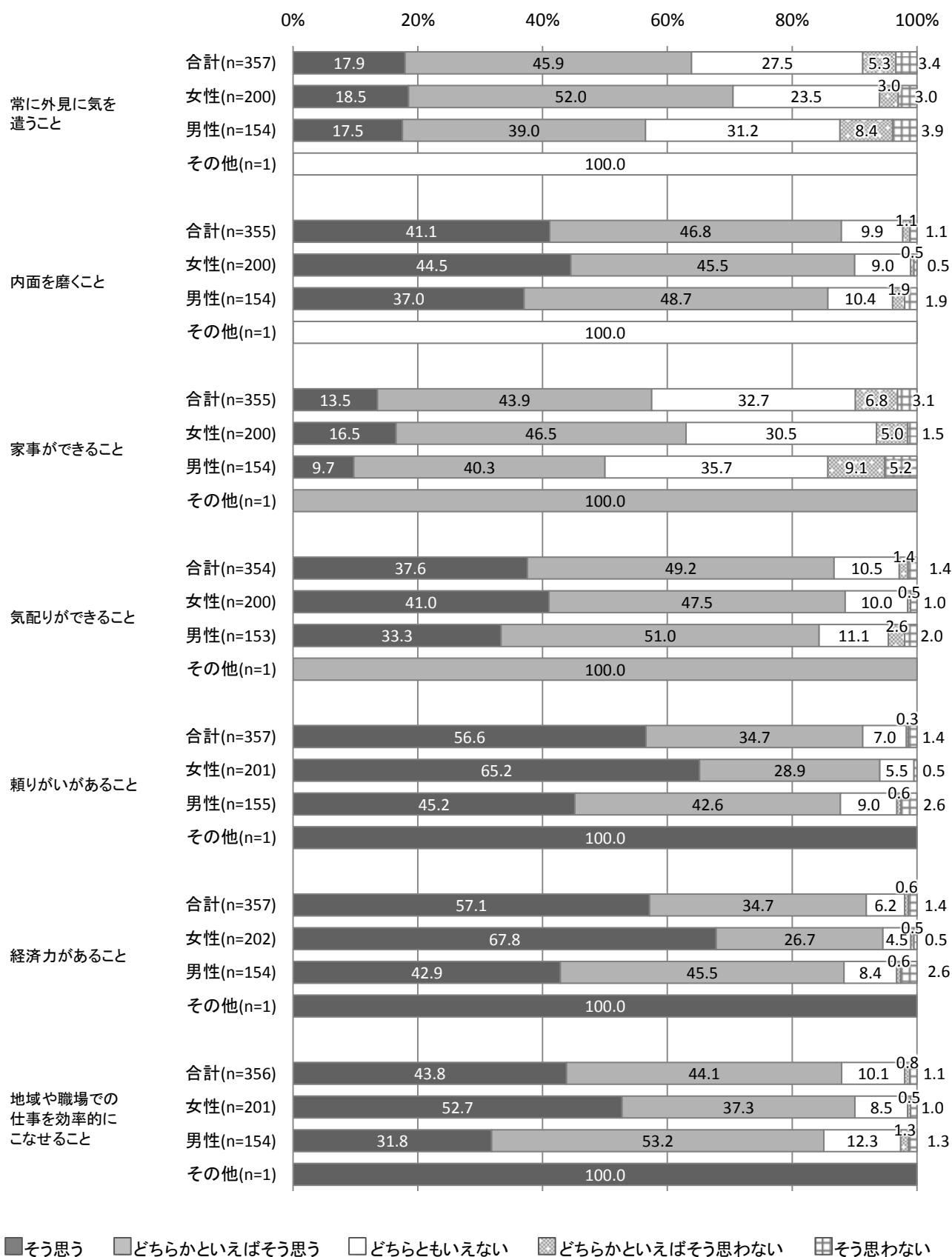


5年前の調査に比べ、各年代において「賛成」・「どちらかと言えば賛成」の回答が減少し、「賛成しない」・「あまり賛成しない」の回答が増加していますが、「どちらともいえない」の回答においてはあまり変化がなく、性別役割分担意識については非常に難しい問題と言えます。「どちらともいえない」と回答した理由を今後探る必要があります。

◆女性にとって、次にあげることは重要だと思いますか。



◆男性にとって、次にあげることは重要だと思いますか。



【施策の方向】

①男女共同参画の視点にたった教育の推進

事業概要		
1	男女平等教育の推進	担当課及び施設
	・学校教育における人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性について指導の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課
	・男女を問わず健全な食生活を実現するための能力を育成する観点から食育を推進します。	保健センター 学校教育課
	・保育所や学校等において、各自の個性を発揮する指導を図ります。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
2	多様な選択を可能にする教育、学習機会の充実	担当課及び施設
	・エンパワーメントのための様々な女性教育・学習機会の提供並びにその情報の発信に努めます。 (能力開発・チャレンジ・再チャレンジ等の学習機会)	男女共同参画室 子育て支援課 生涯学習課
	・男女共同参画についての学習機会の充実に努めます。	

②男女共同参画に関する意識啓発の推進

事業概要		
3	男女共同参画に関する意識啓発の推進	担当課及び施設
	・町広報・ホームページ・啓発紙等を利用し男女共同参画についての分かりやすい広報啓発活動を推進します。	男女共同参画室 生涯学習課 図書館
	・講演会等を開催し、広く男女共同参画についての意識啓発を進めます。	
	・男性に対する広報・啓発を推進します。	

【現状と課題】

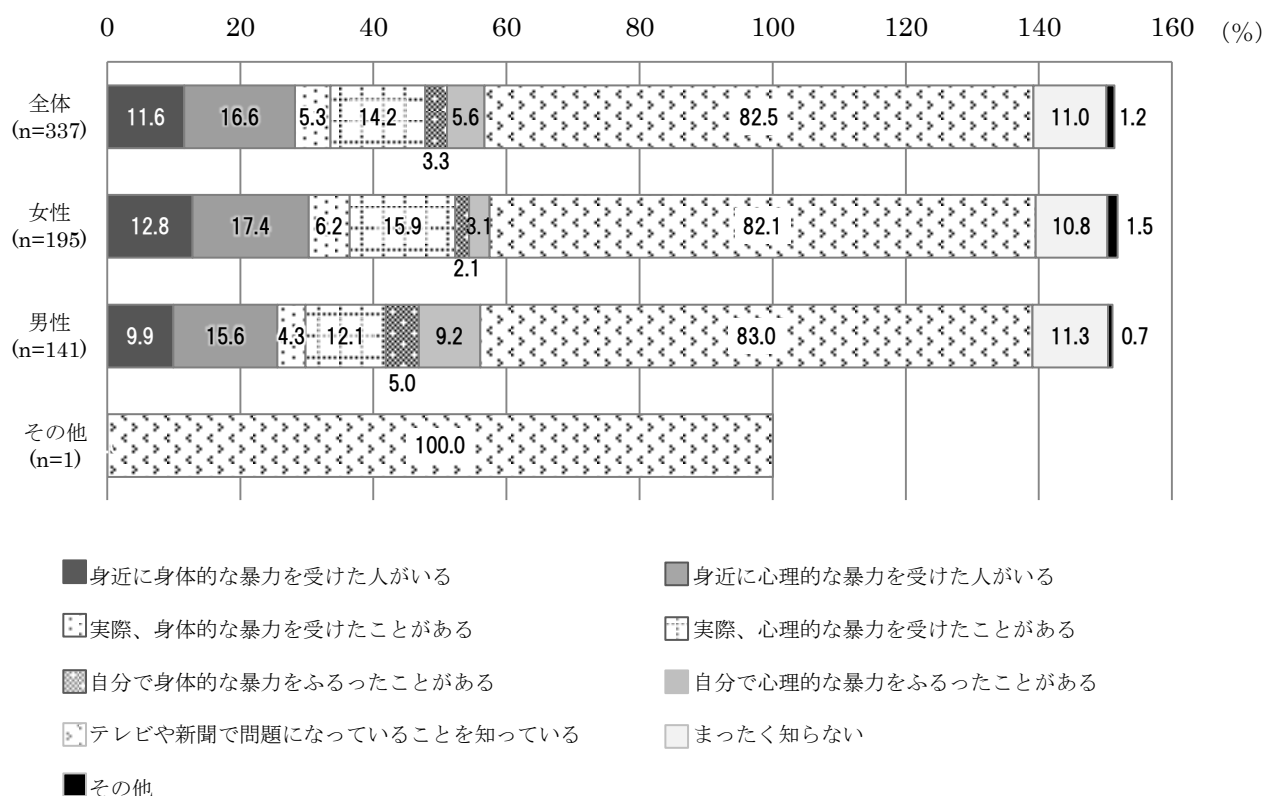
暴力は、犯罪行為にあたることもあり、また明らかな人権侵害であることから、その態様を問わず決して許されるものではなく、すべての町民が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。

近年は、身体的暴力のみならず心理的な暴力についても様々な問題が取り上げられており、今回の調査においても、実際に身体的・心理的な暴力を受けたことがあるという回答は、全体の約 19.5%にのぼりました。こういった問題は、夫婦間や家庭内で起こることも多く、なかなか他言できない風潮により表面化が遅れ、周囲が気づかないうちにエスカレートし、事態が深刻化しやすい傾向にあります。

また、このようなDV（ドメスティック・バイオレンス）の背景には、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等、社会的・構造的な問題もあるといわれています。

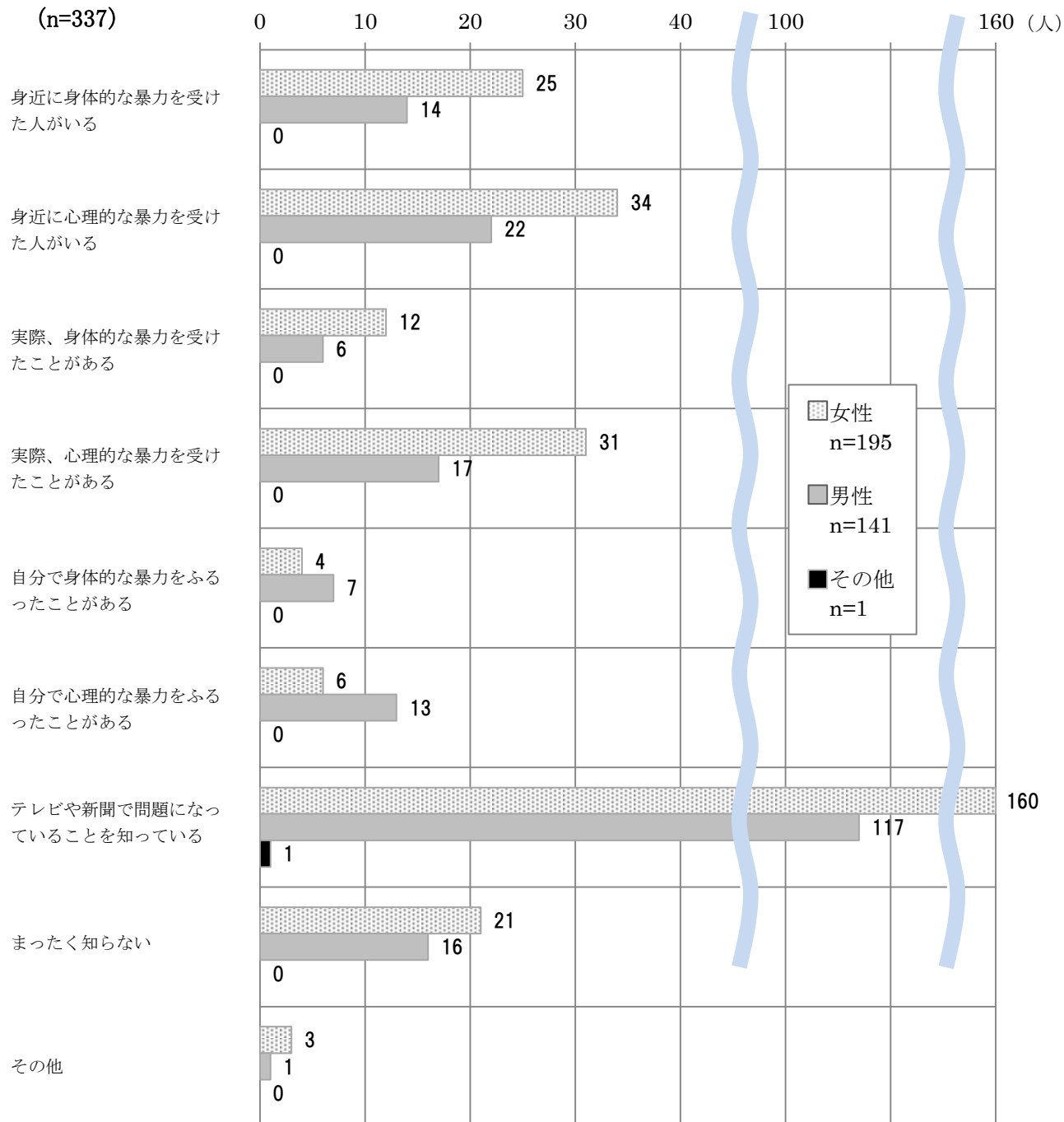
そのため、内灘町においてもあらゆる暴力を容認しない社会環境を整備するための教育や啓発に力を入れるとともに、その根絶に向けた取り組みや、被害者が相談しやすい体制づくりと支援の充実を図り、被害の潜在化を防ぐことが重要になります。

◆パートナーの間で、身体的・心理的な暴力を受けるDVについて、あなたは身近で見聞きしたり、自分が受けたりしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）



【回答項目別】

(n=337)

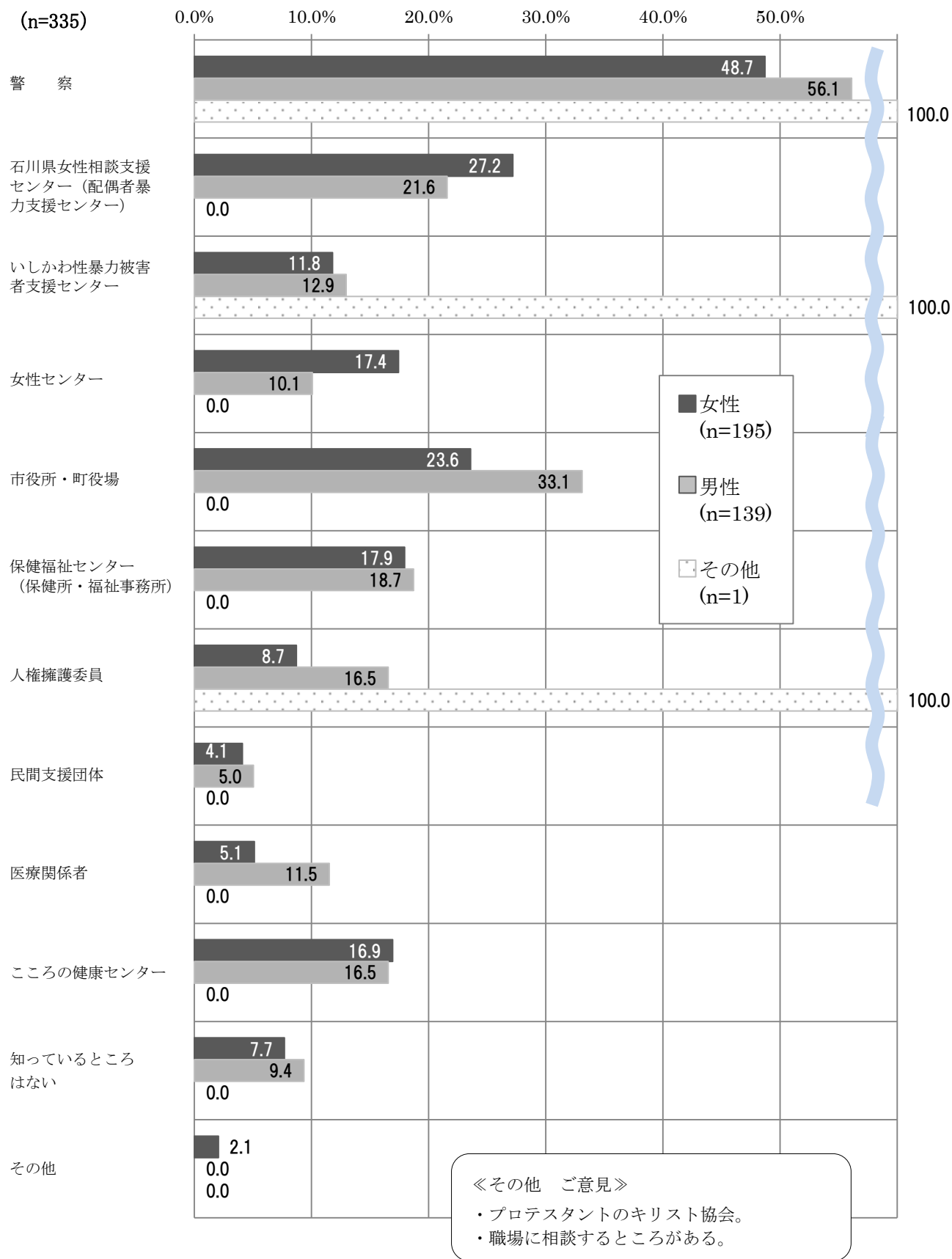


《その他 ご意見》

- ・以前働いていた会社（県外）にいた。
- ・もし言葉で相手を傷つけてDVと言われるのなら、何も言えない。
- ・心理的暴力とまではいかないが、時々暴言を吐くのを聞きました。

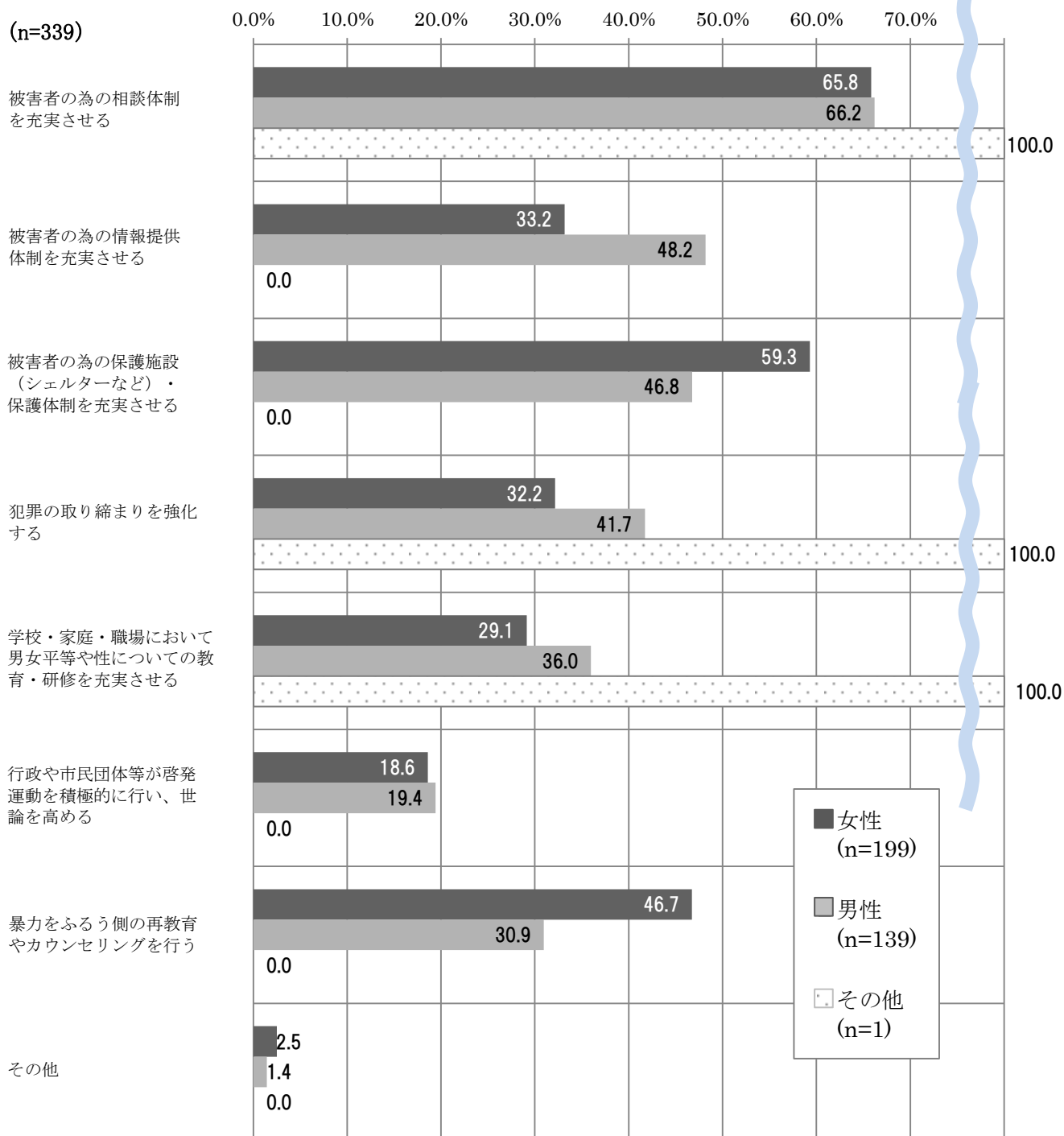
身体的・心理的暴力の経験について、グラフの通り性差に関わらない問題であることがわかります。また、暴力を見聞きしている、あるいは自分が暴力をふるったことがある人も含めると、回答者全体の約 56%を占めることから、非常に身近な問題であることがわかり、被害者と加害者双方に向けた早急な対応が必要です。

◆パートナーの間で、相手から暴力を受けた時に相談できる機関や関係者のうち、あなたが知っているもの。（あてはまるものすべてに○）



◆セクシャル・ハラスメントやDVなど人権を侵害するような行為に対してどのような取組が重要か。
(主なもの3つに○)

(n=339)



《その他 ご意見》

- ・セクハラに関しては過度に敏感にならず、寛容な空気を持たせる必要がある。
- ・学校教職者から生徒が性の被害を受けないよう徹底させる。
- ・子どもの育て方。
- ・警察などに相談しても殺人事件が起きて、現実をどうとらえるか。
- ・本人の勇気→ひどい目にあったと声をあげる。
- ・道徳心の向上に向けた教育の徹底。(社会的教育に至るまで徹底したもの)

【施策の方向】

③男性と女性との間に生じるあらゆる暴力の根絶

事業概要	
4 女性に対する暴力の根絶のための啓発	担当課及び施設
・人権意識を高めるための講演会の開催や啓発紙による意識啓発を推進します。	男女共同参画室 住民課 学校教育課
5 相談体制の充実	担当課及び施設
・相談機関相互の連携を強化し、生じた問題に対し迅速かつ的確な対応ができるよう努めます。 ・相談窓口の周知に努めます。	男女共同参画室 住民課
6 職場・地域等におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の強化	担当課及び施設
・啓発用パンフレット等の作成や研修により、職場・地域等におけるセクシャル・ハラスメント防止のための環境づくりを進めます。	男女共同参画室 地域振興課 生涯学習課
・役場内における、職員研修の実施やセクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発に努めます。	総務課
7 児童虐待、高齢者虐待防止への対応	担当課及び施設
・児童虐待、高齢者虐待の早期発見と相談対応への充実に努めます。	住民課 子育て支援課 保健センター 福祉課 地域包括支援センター 学校教育課

目標Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち

女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、方針の立案及び決定過程への女性の参画は遅れています。

あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、様々な意見や能力が反映され、社会全体の活性化と、社会における男女間の平等にもつながります。

多種多様な人材を活用する観点からも、女性は重要な担い手となることを認識し、女性活躍推進を図ることが重要です。

重点課題 1

方針の立案、決定過程への女性の参画推進

【現状と課題】

平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。内灘町においても、「女性の活躍」のための様々な取組を掲げ、さらなる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

方針の立案や決定過程において、男女共同参画の視点を取り込み、施策や新たな制度などについて多様な意見を反映させることは、女性自身の能力開発や地位向上のみならず、社会のシステムを変えてゆくための大きな力となります。また、より公平・公正で充実した強固な内容の構築にもつながります。

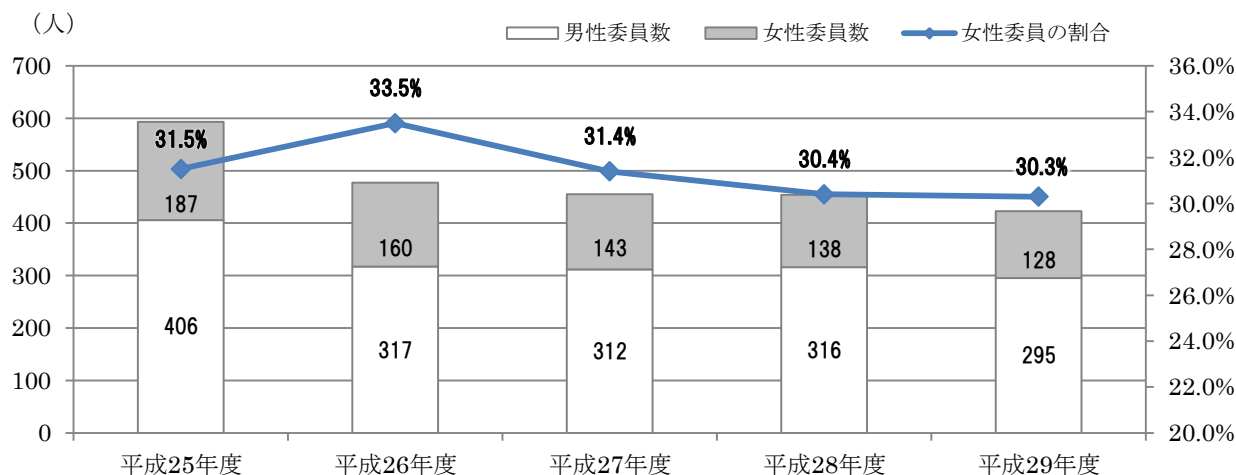
この様な背景を受け、近年では就業に関する女性の活躍推進だけでなく、町政や地域活動における女性の活躍に関する動きも活発化しており、様々な分野での積極的な女性登用の推進が期待されています。

内灘町における各種審議会等女性の割合は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 30.3%であり、10 年前に比べ 4%程上昇していますが、近年は若干の減少傾向にあります。依然として女性委員の参画が遅れている分野もあり、平成 37 年 3 月までに 40%の目標を目指し、積極的に登用を行っているところです。

また、町においても男女共同参画のモデルとなるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき内灘町特定事業主行動計画を策定し、すべての職員が職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を図ることができる、職場環境のより一層の整備・向上に取り組んでいます。

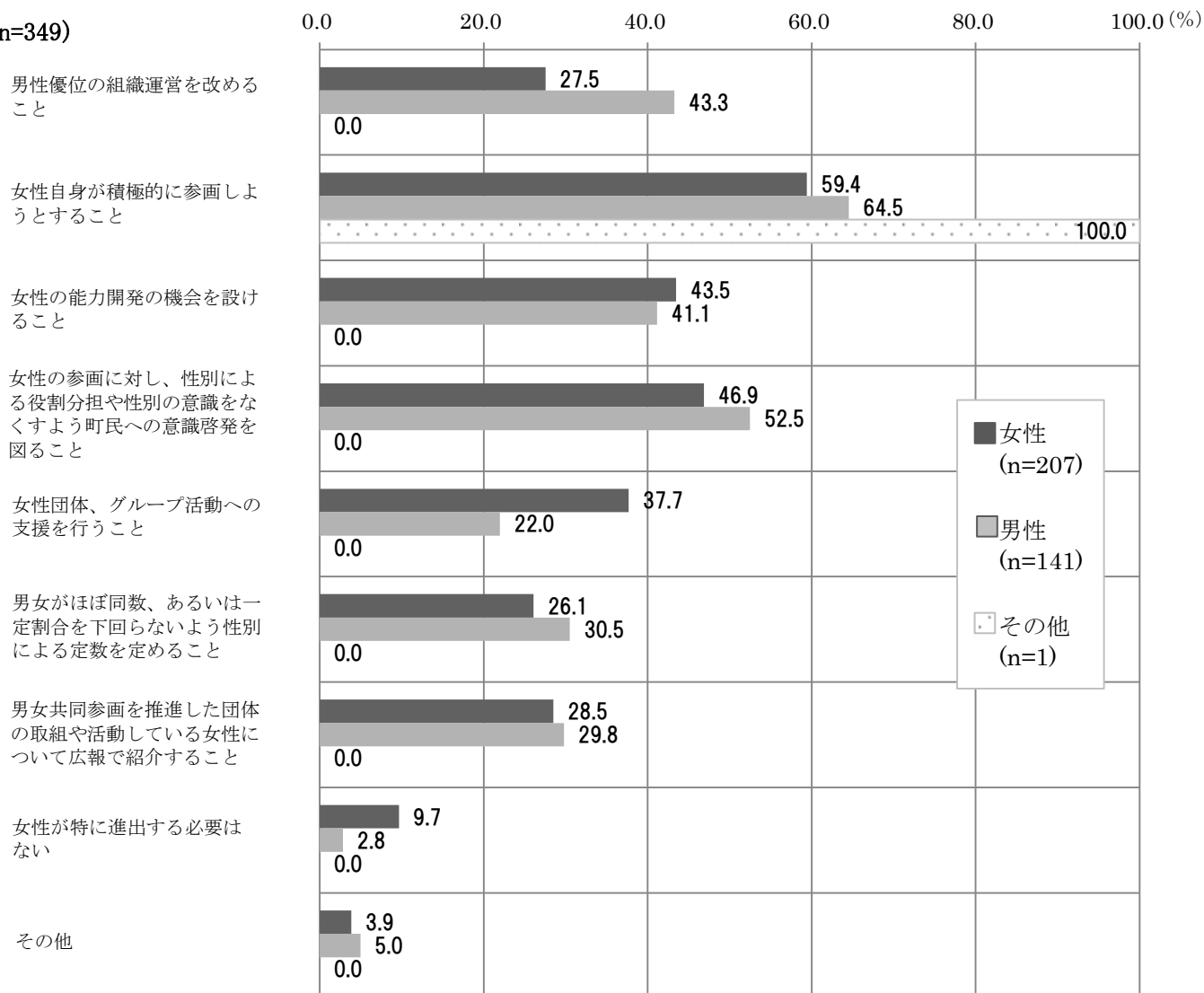
今後は、女性自身も意識を高め、より力を持った存在になること（エンパワーメント）やそれをさらに生かすネットワークづくりと合わせ、さまざまな場面における男女の格差解消のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を具体化していくことが大切です。

各審議会委員における女性委員の比率の推移



◆町政や地域活動（防災・復興活動を含む）などでの政策・方針決定の場において、女性が進出していくために何が必要だと思いますか。（主なものを3つに○）

(n=349)



《その他 ご意見》

- ・性別職業に関係なく、だれでも活動しやすい仕事内容にするとよい。（会合の時間、行事の負担）
- ・進学率も高く、男性と肩を並べるキャリアウーマンも多いので、質素儉約だけでなくきっかけを与える。
- ・女性自身が企画能力を磨く必要がある。男性が家事を行う。こういうアンケートを実施する状態を作らない。
- ・女性会のような女性だけを集める組織（団体）の必要性をあまり感じない。
- ・女性自身が積極的に参画できるように環境を整えること。どうしても育児・介護・家事など働く時間が決められていない仕事役割を担っている人が多いと思うので、会合の日時に融通を持たせるなど参加できる仕組みを作る。
- ・女性に時間の余裕を与えること。やる気はあっても結局は家事育児に追われて参加できない。
- ・この間そのものが男女を差別しているのでは？一町民であり一区民なので、活動参加時に男女の区別は必要か？
- ・環境、やる気、能力個人差に配慮し無理強いをしない方が参加しやすいと思う。
- ・現時点で特に障害はないと思う。男女問わずやれる方が能力を発揮されたい。
- ・若い世代において女性の進出にマイナスイメージを持っている人は少ないのでは？比較的高齢な世代において女性参画に否定的な意見が多いと思う。わざわざ女性参画を広報しなくても将来的には問題ない。

【施策の方向】

④方針の立案、決定過程への女性の参画の推進

事業概要	
8 審議会等委員への女性の参画促進	担当課及び施設
・町の審議会等における女性委員の割合を増やします。 ・各種団体からの審議会への推薦については、団体代表者に限らず女性を含め多様な人材が推薦されるように依頼します。 ・審議会結果の情報公開を実施し、女性の町行政参画に向けた環境の整備を推進します。	全課
9 男女共同参画型職場づくりの推進	担当課及び施設
・全庁的に男女共同参画に関する研修を充実させ男女職員がともにその個性と能力を発揮することができる職場づくりに取り組んでいきます。 ・女性職員の人材育成や、積極的登用を図っていきます。	男女共同参画室 総務課
10 各種団体、企業への情報提供等	担当課及び施設
・町内会・PTA等の地域における団体や企業へ実態調査や情報の提供を行い、女性の参画促進への意識啓発を進めます。	全課

⑤女性の人材育成と人材に関する情報提供

事業概要	
11 女性の人材育成	担当課及び施設
・女性リーダー育成のため、研修会や全国大会への派遣を行います。 ・関係機関と連携協力し、女性の人材に関する情報を収集し、提供体制充実を図ります。また、町で活躍する女性を発掘し、活用するための人材リストを作成します。	男女共同参画室 生涯学習課

目標Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事・家庭生活・地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

働くことは経済面だけでなく、自分の個性や能力を活かし社会的な視野を広げるなど、多様な意味合いがあり、男女を問わず全ての人に保障された権利です。法律の整備等によって女性の雇用環境は年々改善されていますが、それらが真に機能するためには、男女共同参画の視点での意識の改革が不可欠と考えられます。

また、企業では労働時間の短縮や、育児・介護休業制度などを利用しやすいように環境を整備し、制度を定着させていく必要があります。一方、行政においては、多様な保育サービスの推進等、育児や介護環境の一層の整備が求められています。

重点課題 1

誰もが働きやすい環境の整備

【現状と課題】

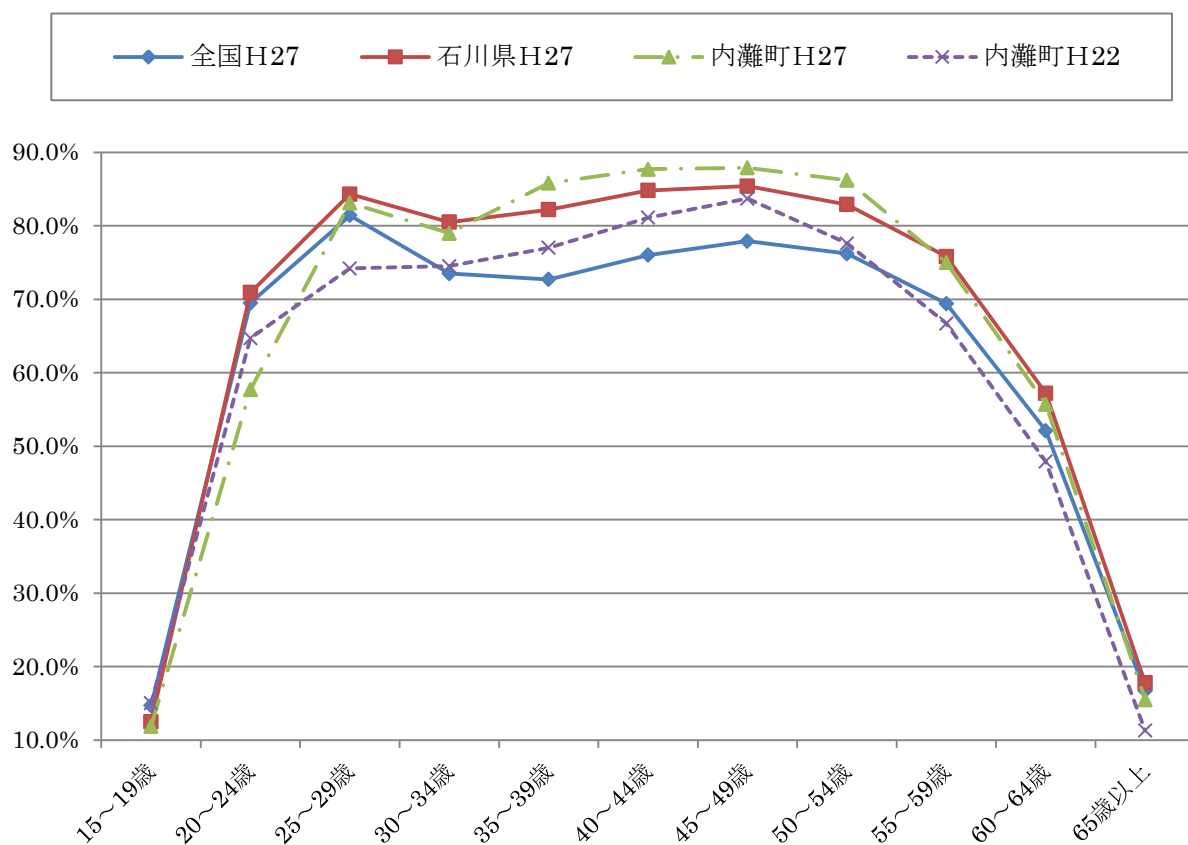
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正など、法律や制度の整備は着実に進められ、女性の働く環境は徐々に整備されてきました。

平成 27 年度国勢調査によると、内灘町の女性の就業率は 55.1%であり、全国 50.0%、石川県 53.2%を上回っています。平成 22 年の内灘町のデータと比べると、全体的に女性の就業者が増えています。出産・育児を機に離職傾向にある 30 歳前後の M 字カーブが顕著にみられ、今後も引き続き就業に関する課題があることがわかります。

また、募集や採用、教育や研修制度では平等と感じている人が多い反面、昇給・昇格・賃金については男性優遇、育児休暇・介護休暇等については女性優遇と感じている人が多い現状から、制度上の男女の均等が確保されるだけでなく、実質的な均等を社会全体で実現していく必要があります。

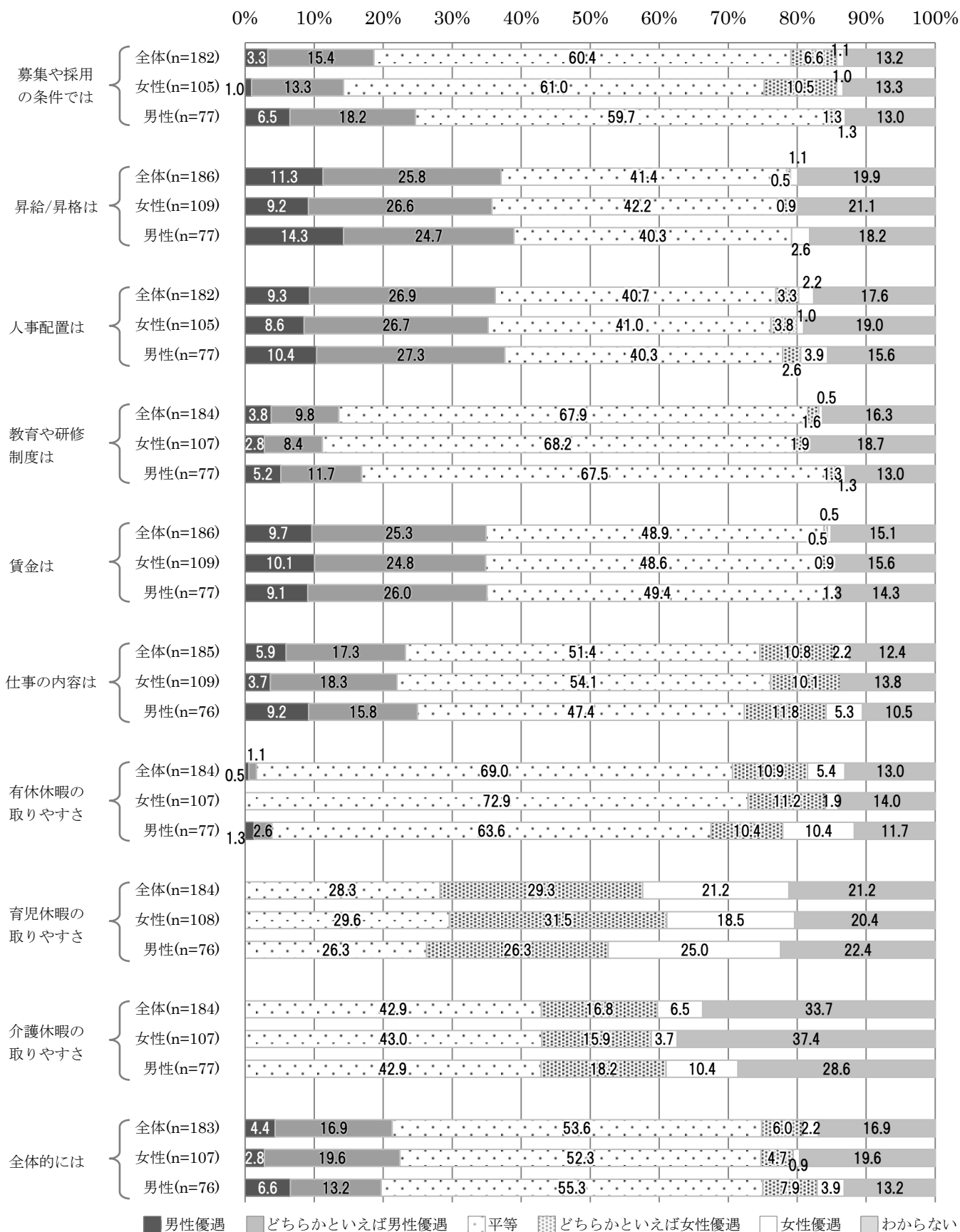
このため、男女雇用機会均等法の定着や企業のポジティブ・アクションや女性活躍推進、ハラスメントの防止対策徹底など、職場の良好な環境整備が必要です。

女性の年齢階層別の就業率（平成 27 年国勢調査と平成 22 年内灘町の数値）



◆あなたの職場では、次にあげるそれぞれの場面で男女平等になっていると思いますか。

(ひとつに○) ※その他は未回答の為、掲載なし。



【施策の方向】

⑥雇用の現場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業概要	
12 男女雇用機会均等法の円滑な推進	担当課及び施設
・事業主や勤労者に対し、男女雇用機会均等法の周知のための啓発を実施します。 ・育児、介護休業等の制度についての啓発や情報の提供を行います。 ・企業におけるポジティブ・アクションやハラスメント対策の必要性の啓発を行います。	男女共同参画室 地域振興課

⑦自営業、農林水産業などにおける男女のパートナーシップの推進

事業概要	
13 女性の参画促進、能力開発、経営参画や起業促進支援	担当課及び施設
・女性認定農業者の拡大や、家族経営協定の推進など、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するための取り組みを進めていきます。 ・技術、経営者管理能力の向上、起業のための学習会開催や情報提供を行います。また労働条件の整備についての啓発を実施します。	地域振興課

⑧ワーク・ライフ・バランスを考えた多様な働き方を可能とする就業環境の整備

事業概要	
14 多様な働き方を踏まえた環境整備	担当課及び施設
・パートタイムや派遣労働など、多様な働き方への就業環境の整備を図ります。	地域振興課

【現状と課題】

男女がともに仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることは、大切なことです。

少子・高齢化が進行する中で、このような仕事と生活の調和を実現するためには、男女が働きながら安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会づくりが重要です。

家庭内での役割分担に関する問いでは、買い物や食事の支度に代表されるような日常の家事全般について、妻への比重が大きい現状が見え、その背景として性別役割分担意識や長時間労働なども問題のひとつとして考えられます。男女が共に社会責任と家庭責任を担うことで、仕事や家庭のみならず、それぞれの趣味や地域活動などあらゆる場面で活動する機会を増やすことができ、各家庭における仕事と家庭の調和を図っていただけるのではないかと考えます。

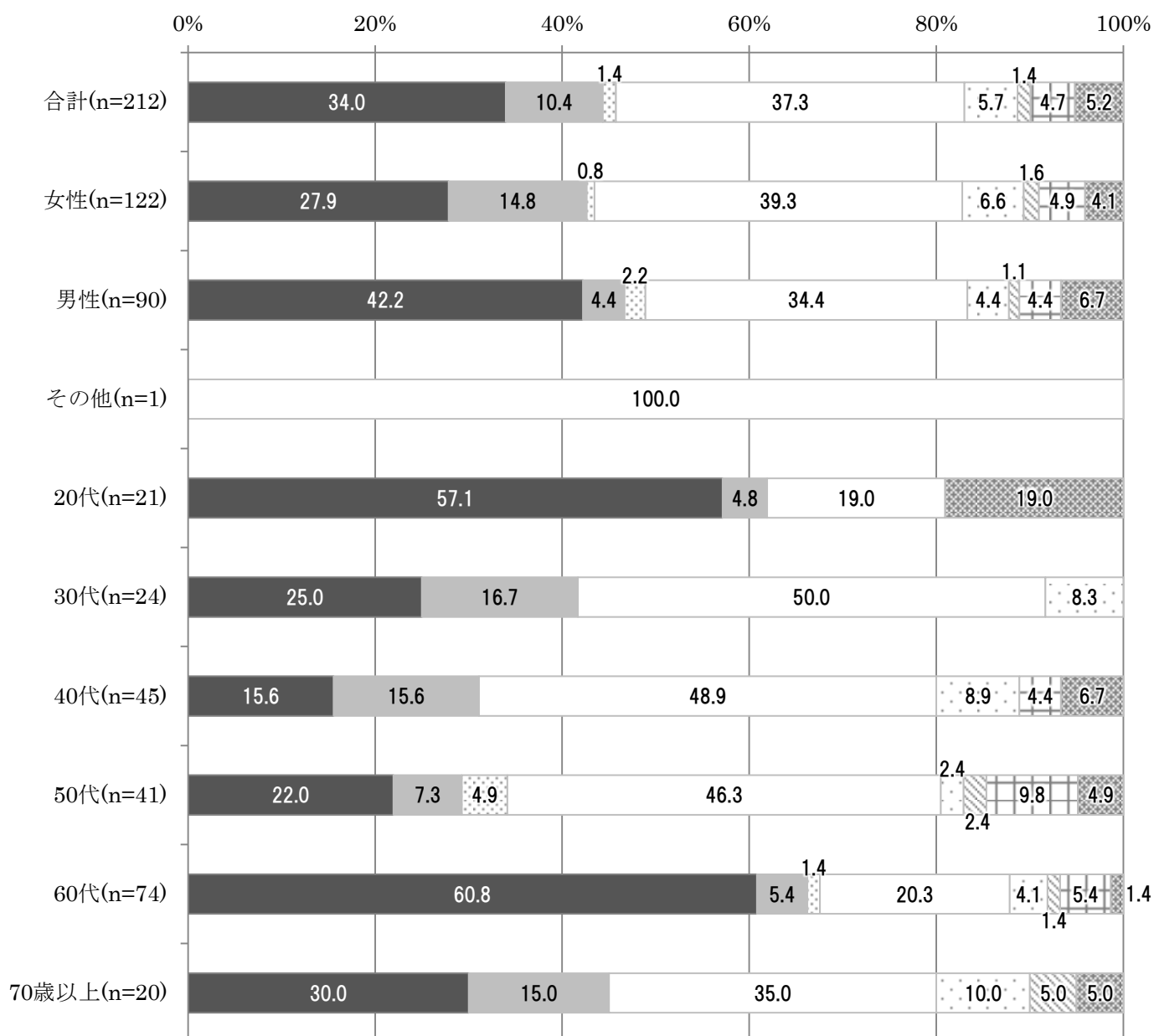
また、今回の意識調査では、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のそれぞれについて希望と現実の優先度合いを聞いています。その結果、男女ともに、希望では「家庭生活」を優先したいが、現実には「仕事」を優先せざるを得ない状況が浮き彫りになっています。

このような調査結果を受け、男女がともに自らの希望する働き方・生き方を選択できるよう、多様な保育サービス等の子育て支援の充実、労働時間の短縮や育児・介護休暇を取得しやすい労働環境の整備に努めるとともに、家庭や地域社会における男女共同参画を一層促進していく必要があります。

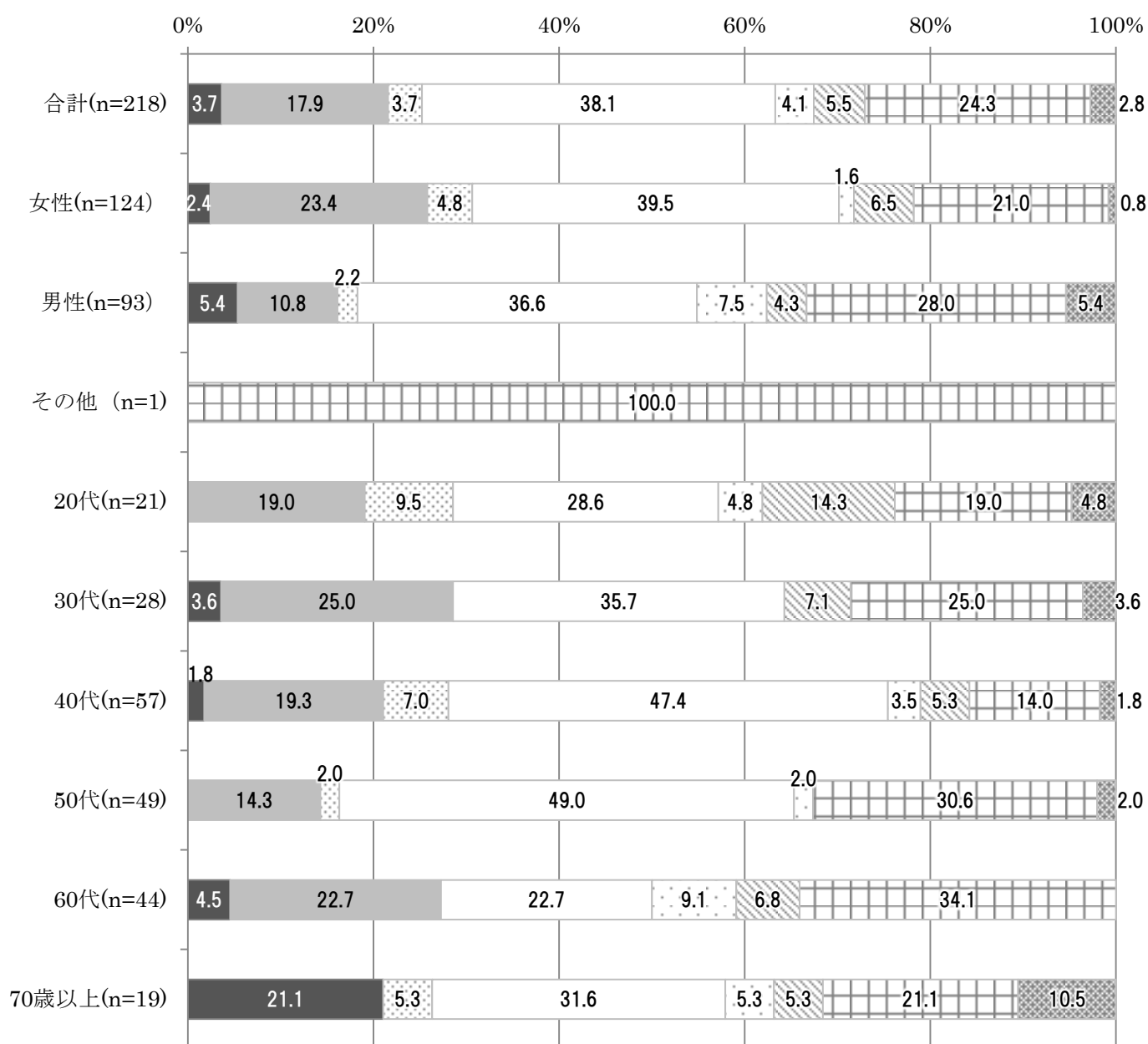
◆「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」について、あなたの希望と現状
(あてはまるもの1つに○) ※有職者のみ回答

【 現状(現実) 】

- ☒ 「仕事」を優先
 ☐ 「家庭生活」を優先
 ☒ 「地域・個人の生活」を優先
 ☐ 「仕事」と「家庭生活」を共に優先
 ☐ 「仕事」と「地域・個人の生活」を共に優先
 ☒ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先
 ☐ 「仕事」も「家庭生活」も「地域・個人の生活」も全て優先
 ☒ わからない

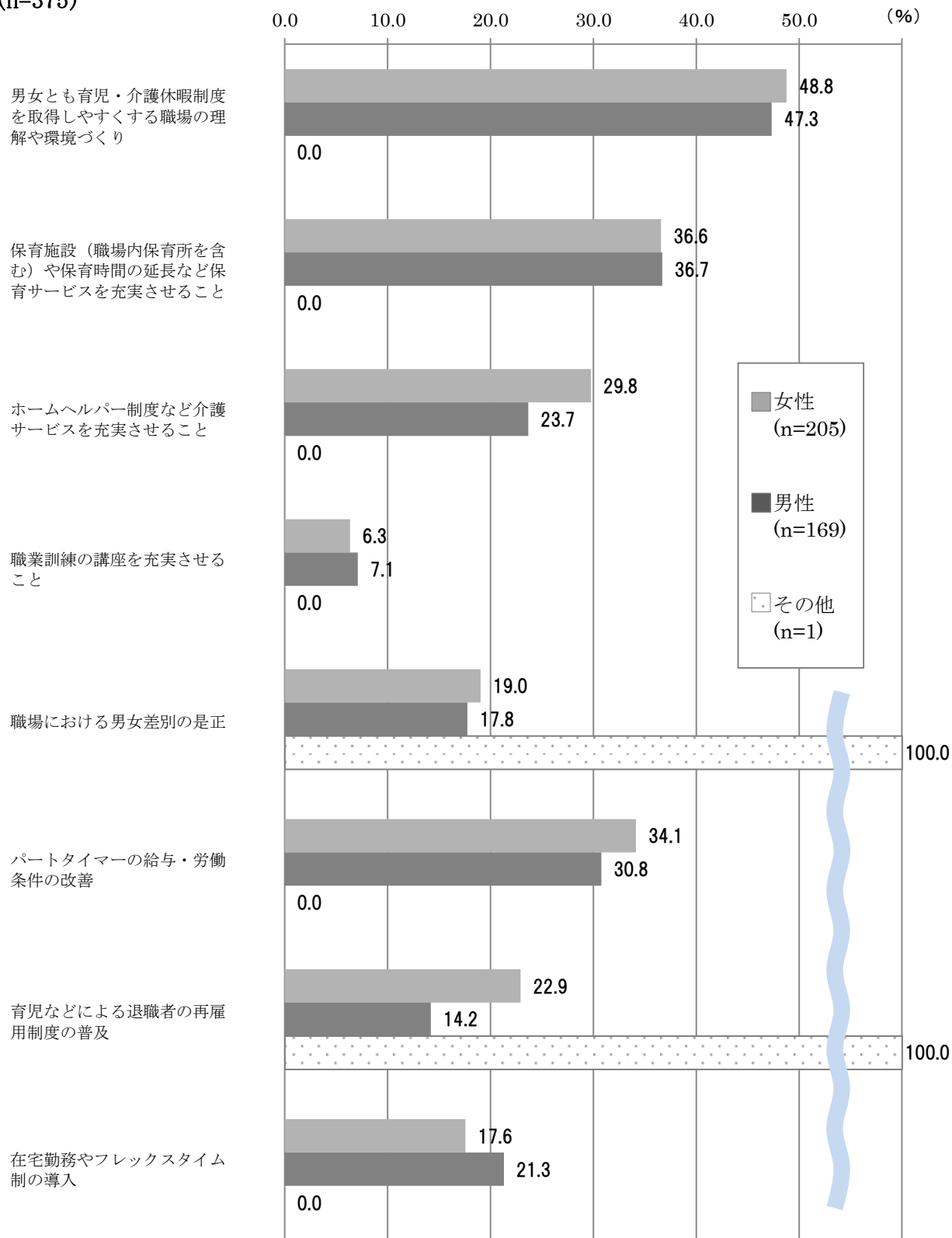


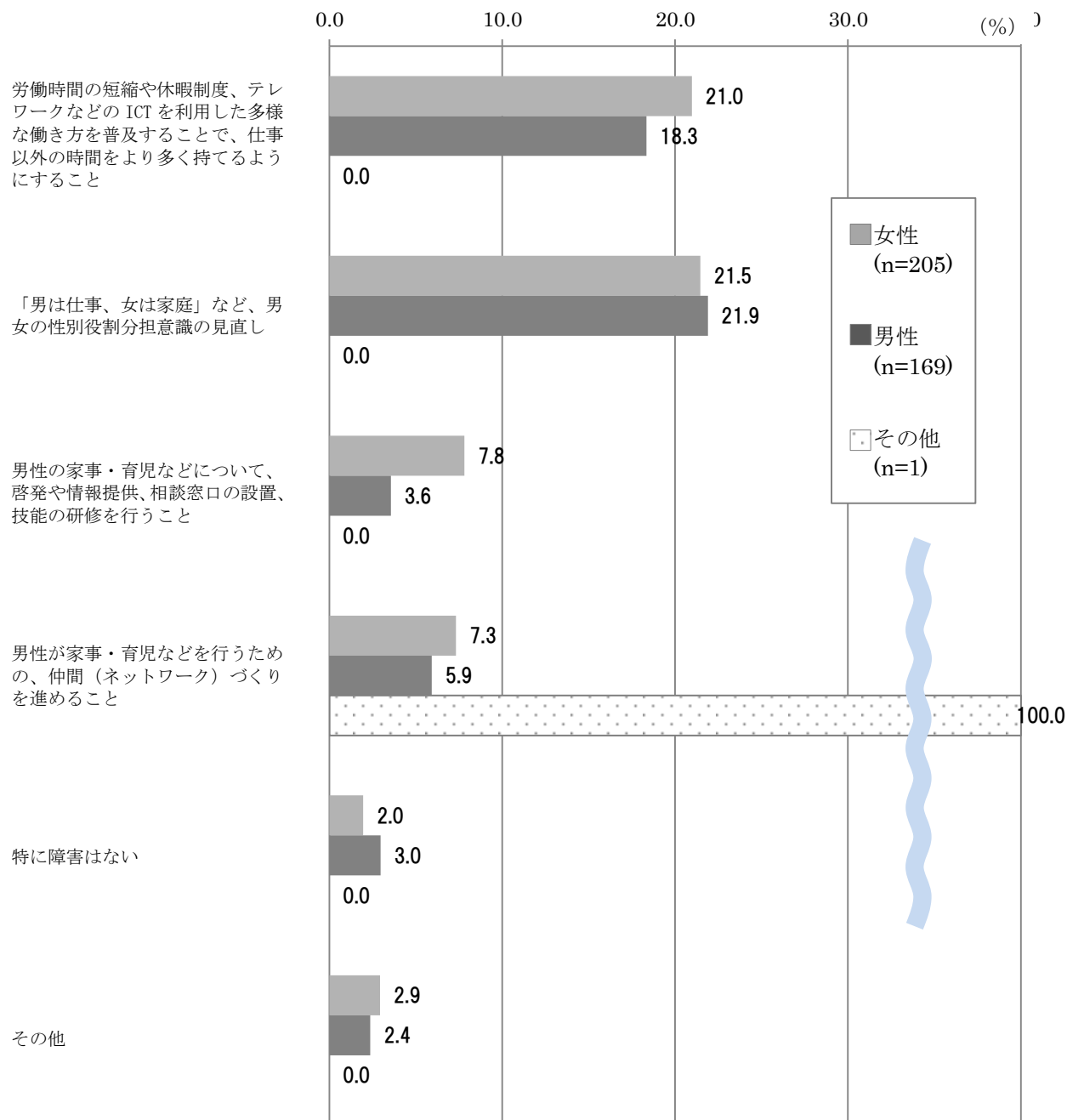
【 希望 】



◆男性も女性も共に仕事と家庭の両立をしていくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つに○)

(n=375)

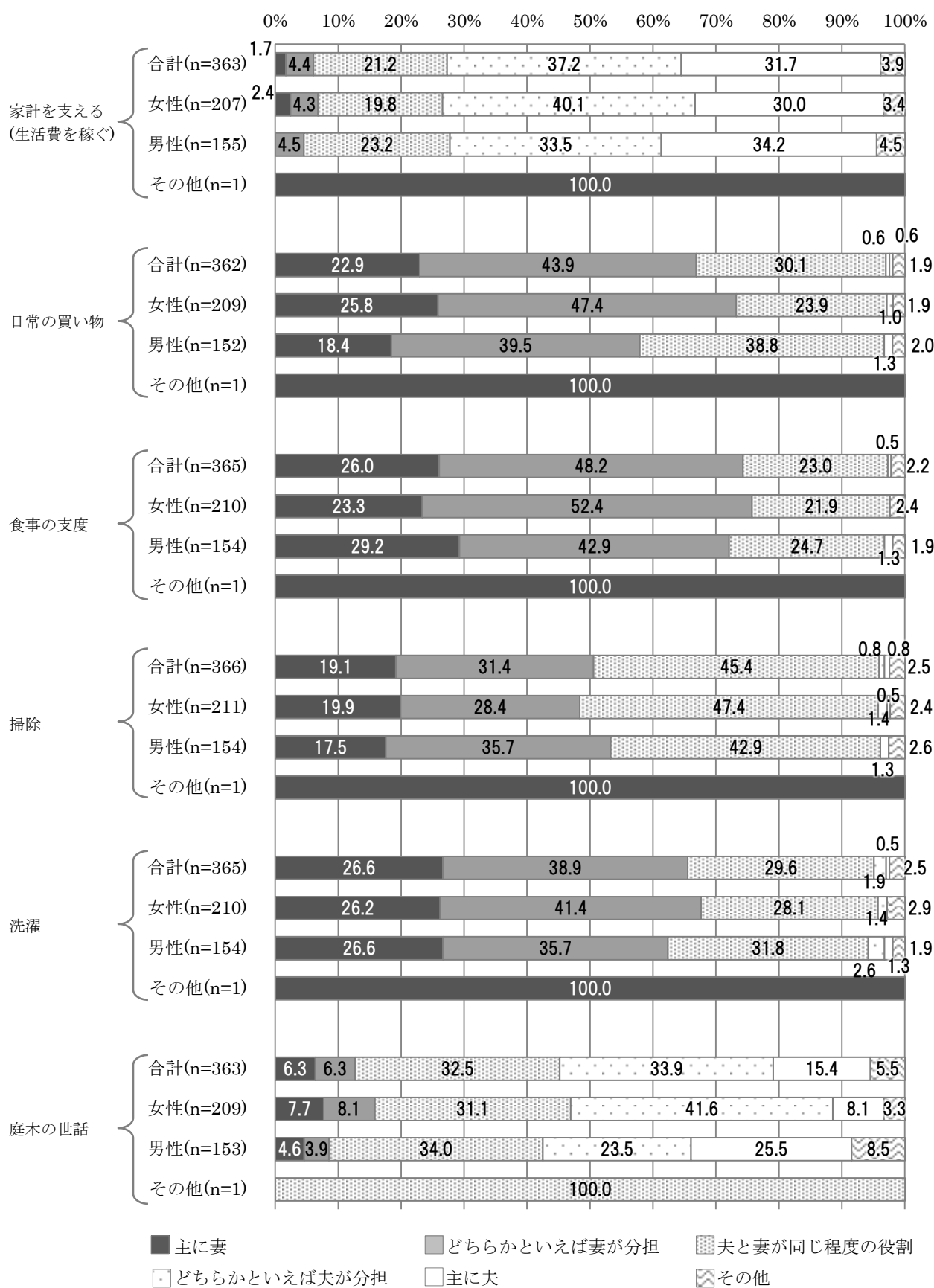


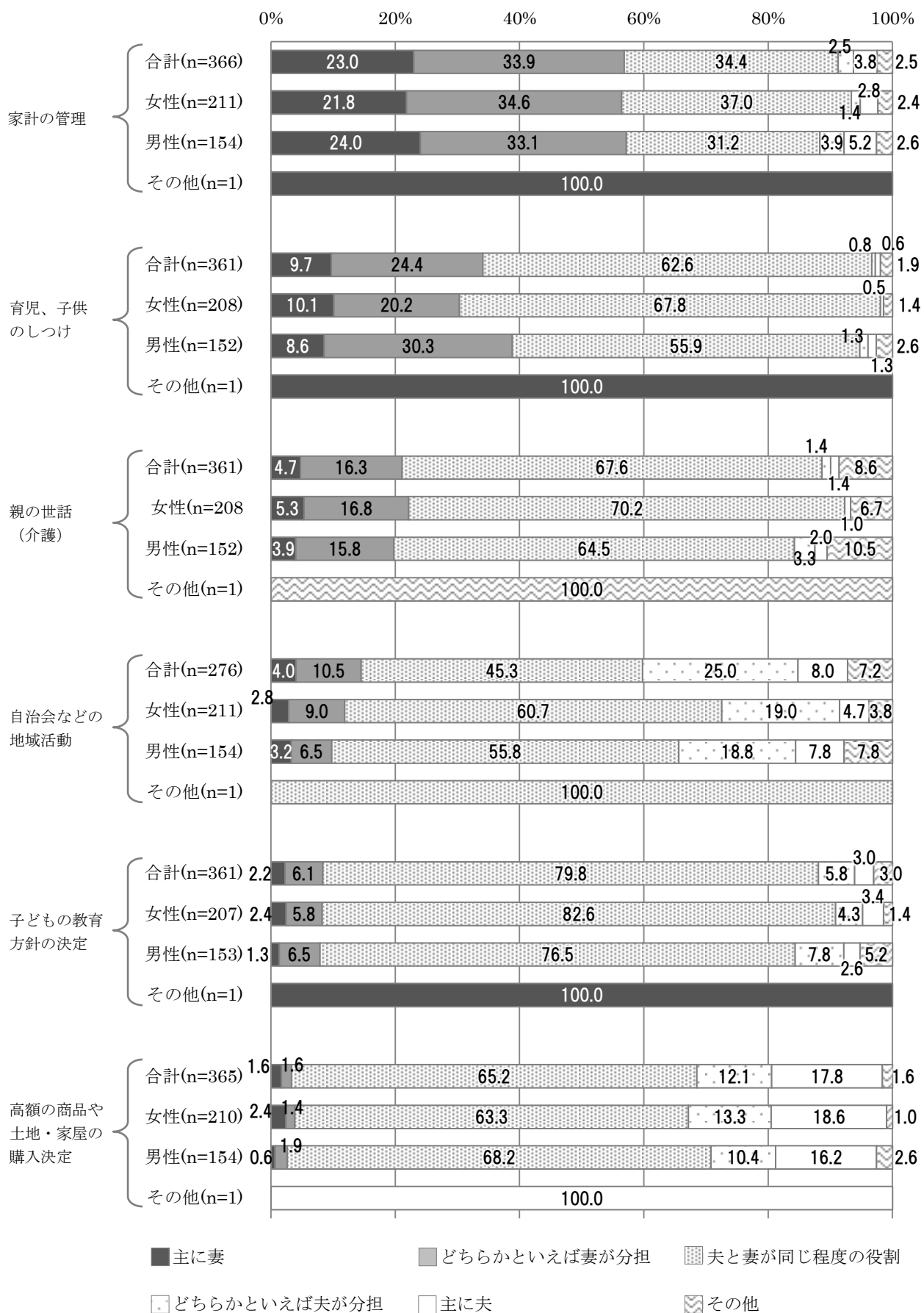


《その他 ご意見》

- ・意識的なものを見直すことは難しい。あくまでも見直せるのは制度だけ。
- ・子どものころから差別なく教える。例えば男の子にも料理を教える。
- ・男女共に収入をあげる。
- ・男性にしかできないこと、女性にしかできないことを分担。外側を固める前に職場での立場を考慮すべきである。休みやすい環境づくりなど、仕事の内容に応じた一人一人の要望をまとめてください。
- ・男性の残業を減らし、女性中心になりがちな家事育児の軽減を図る。
- ・長く働く（残業含め）がよしとする風潮を改めること。サービス残業では営業時間短縮も含め、過剰なサービスを減らし、便利なことを当たり前と思わず、不便なことを当たり前と思う意識の変化が必要。
- ・非正規雇用を減らす。
- ・保育、介護料減額、シルバー人材雇用促進。

◆次にあげる家庭内の仕事は、主にだれの役割だと考えますか。(考えに近いもの1つに○)





【施策の方向】

⑨社会全体で支える子育て支援

事業概要	
15 多様なライフスタイルに応じた育児支援	担当課及び施設
・多様な保育サービスの整備、学童保育サービスの充実を図ります。 ・地域の子育て支援の充実を図ります。 ・子育て支援センターの充実を図ります。 ・子育て支援のネットワークづくりを図ります。 ・地域内・世代間交流の促進を図ります。 ・子育て家庭への経済的支援を図ります。	子育て支援課 生涯学習課

⑩家庭生活への男女共同参画

事業概要	
16 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	担当課及び施設
・男性も含めた働き方の見直しや、固定的な性別や役割分担意識の見直しを進める啓発の推進を実施します。 ・育児休暇・介護休暇等についての情報を提供し、就業者への周知を行います。 ・役場内における「特定事業主行動計画」の着実な推進に努めます。	男女共同参画室 総務課 地域振興課

⑪ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

事業概要	
17 自立へ向けた支援の充実	担当課及び施設
・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種の支援体制の充実を図ります。	子育て支援課

重点課題3

男女がともに担う活力ある地域づくりの推進

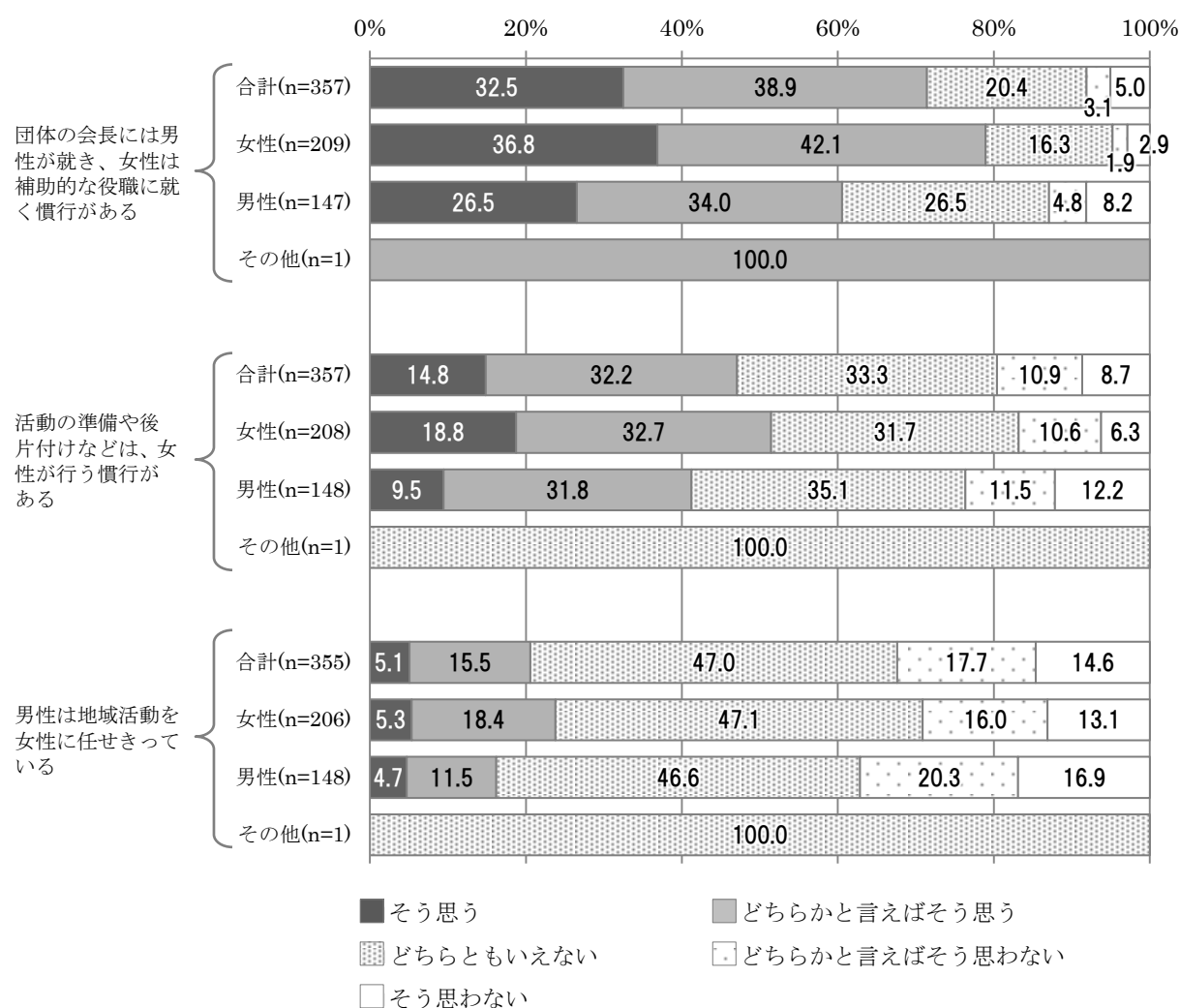
【現状と課題】

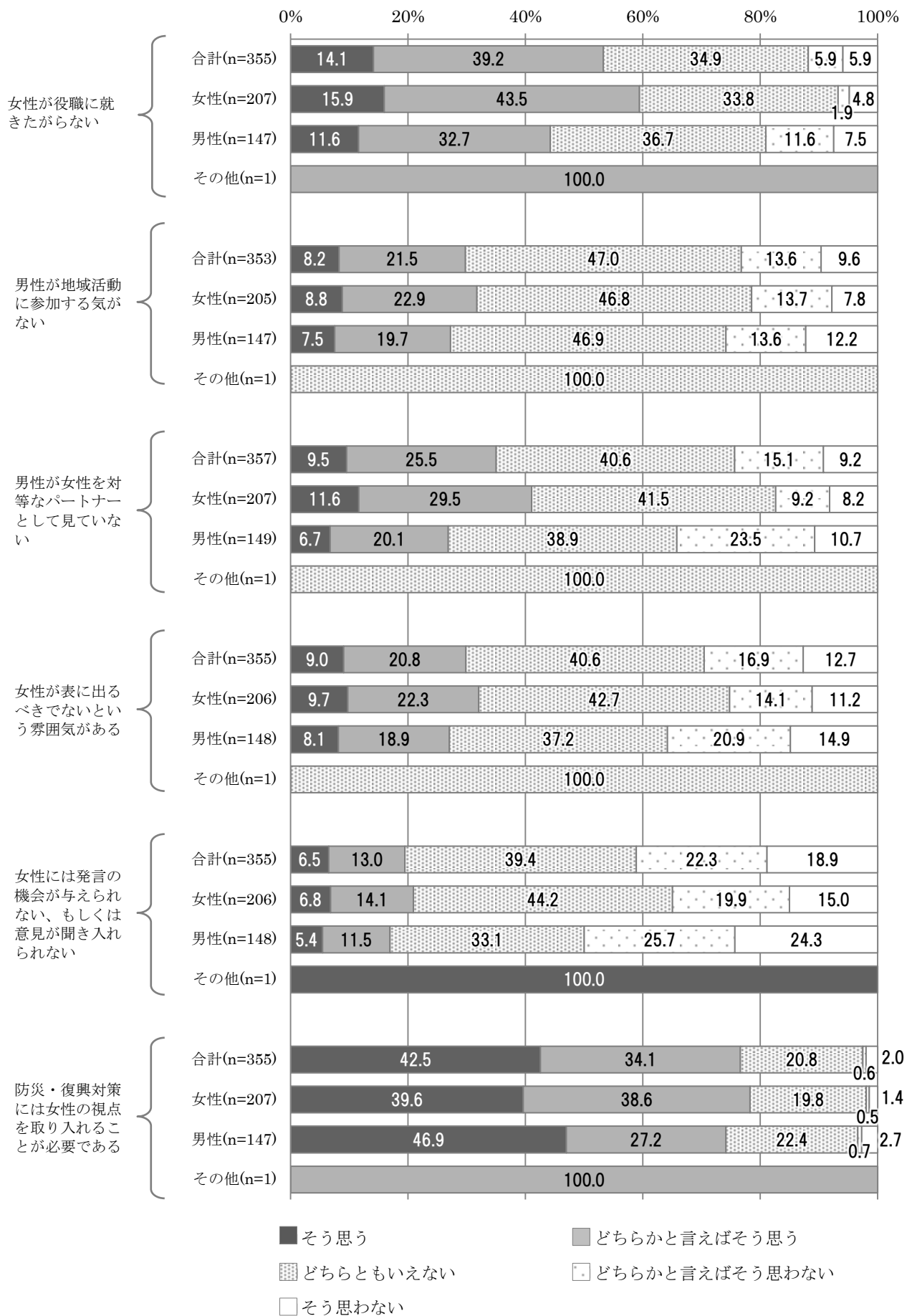
地方分権の進展や価値観の多様化、少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の到来、社会経済の国際化、環境問題等々、かつて経験したことのない多くの課題に私たちは直面しています。これらの課題を克服する鍵となるのは、住民参加・住民主体による地域づくりと住民・行政による協働の地域づくりであると言えます。

しかしその活動は、参加者が男性あるいは女性に偏っていたり、一部の人に固定されていたりと、幅広い参加には至っていないのが現状です。

今後、男女でともに行う地域活動の啓発や、老若男女問わず、地域・社会活動に参画しやすい環境づくりを進める必要があります。

◆地域活動の中で下記にあげるものについてあなたはどのように思いますか。(あてはまるもの1つに○)





【施策の方向】

⑫地域活動への男女共同参画の推進

事業概要	
18 公民館、町会、PTAなど地域活動の支援	担当課及び施設
・地域の活動を支援し、働く男女が参加しやすい運営方法を取り入れるなど、男女どちらの活動も促進されるよう働きかけます。	生涯学習課
19 幅広い世代層の参加促進	担当課及び施設
・年代を超え、触れ合う世代間交流を推進します。	福祉課 環境安全課 地域振興課 生涯学習課
20 男女共同参画の視点を持った幅広い取り組み	担当課及び施設
・防災、まちづくり、環境保全等へ男女共同参画の視点を取り入れます。	総務課 環境安全課 生涯学習課 消防本部

⑬ボランティア・NPO活動等への支援

事業概要	
21 NPO活動等の支援	担当課及び施設
・ボランティア、NPO（非営利団体）、NGO（非政府組織）活動を行おうとするグループ等への支援をします。	福祉課 環境安全課 地域振興課

【現状と課題】

男女ともに、互いの身体の特徴を理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。また、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが、男女問わず安心して暮らしていく上で最も基本的なことです。

その中で、特に女性には妊娠や出産の可能性など、女性固有のライフステージに応じた適切な支援の実施と、心身の健康と充実した生活環境づくりが求められ、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

また、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）は、こうした健康上の配慮とともに、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権に関わるものとしてとらえ、女性自身の自己決定権が社会的、経済的な理由から損なわれないようにしなければならないという考え方であり、その普及定着が求められています。

こうしたことに配慮しつつ、男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な健康づくりの推進を図ることが大切です。

内灘町における 65 歳以上の人口は年々増加傾向にあり、総人口に占める割合も、第 1 回男女共同参画町民意識調査がなされた平成 18 年は約 16%でしたが、平成 29 年 3 月現在では約 24%となっており、急速に伸びていることがわかります。

高齢期を豊かで活力あるものとするため、年齢や性別に基づく固定的な見方を排除し、自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として活躍の場を広げることや、地域社会とのつながりを密なものにするなど、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。加えて、要介護状態にならないための介護予防事業も、このための重要な取り組みです。

一方、要介護高齢者は今後一層増加することが予想されます。このため、介護に係る負担が要介護者の家族、とりわけ女性へ偏ることのないよう、社会全体で支えていく仕組みづくりと、介護保険制度の正しい理解と活用が必須です。

同様に、障がいのある人もない人も、ともに生活し活動できるノーマライゼーション社会を目指し、町民として性別や年齢、障がいの有無に関わらず住みやすい環境づくりに努めることも大切なことです。

【施策の方向】

⑭生涯を通じた健康支援

事業概要	
22 健康保持のための支援	担当課及び施設
・女性の生涯にわたる健康づくりのため、健康教室や健康相談の充実を図ります。 ・母性保護・母子保健の充実に努めます。 ・男女の性差に応じた的確な性差医療についての知識の普及を図ります。 ・健康を脅かす問題（H I V・薬物等）についての情報を提供します。	保健センター
・生涯スポーツの充実を図り、男女ともスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	生涯学習課

⑮高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

事業概要	
23 高齢者等が安心して暮らせるサービスの充実	担当課及び施設
・男女共同参画の視点からの「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画」を着実に実施します。	福祉課 地域包括支援センター
・高齢者等を含む、全ての人にとって暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。	企画課 都市建設課
24 高齢者等の社会参加の促進	担当課及び施設
・高齢者が豊かな経験と知識を活かした地域活動やボランティア活動などの社会参加の場を広げます。	地域振興課 福祉課

目標Ⅳ 着実な計画の推進

男女共同参画のまちづくりには、この推進計画に基づいての施策を町民・事業者・各種団体や行政が十分な連携と協力をし、推進することが必要です。

また、定期的に計画の進捗状況を検証するとともに、住民の意識調査を実施し町民の意識の進み度合を把握しながら、その結果を施策に反映していくことが大切です。

重点課題 1

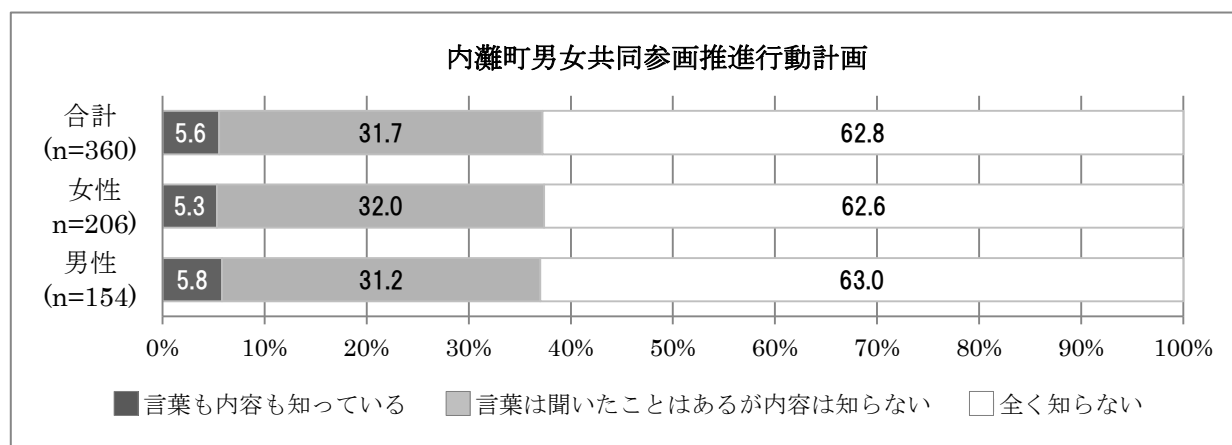
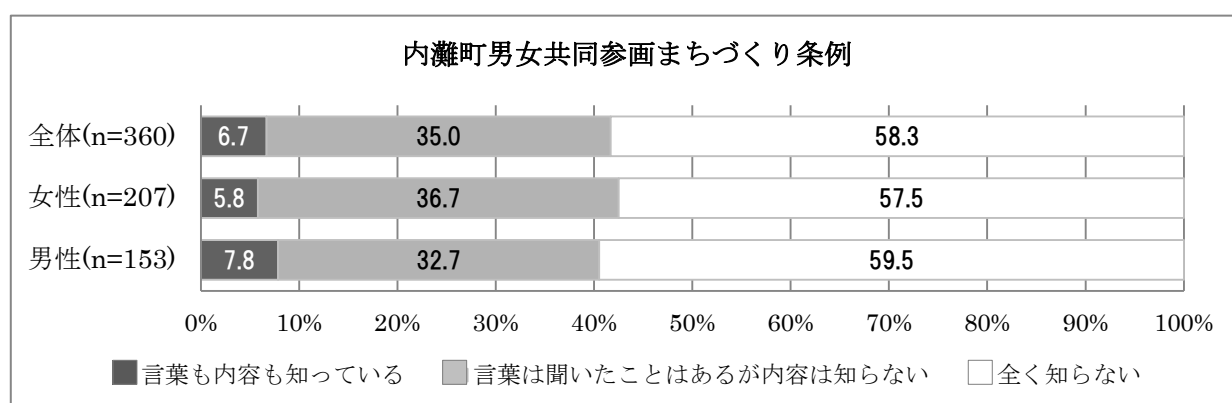
推進体制の整備

【現状と課題】

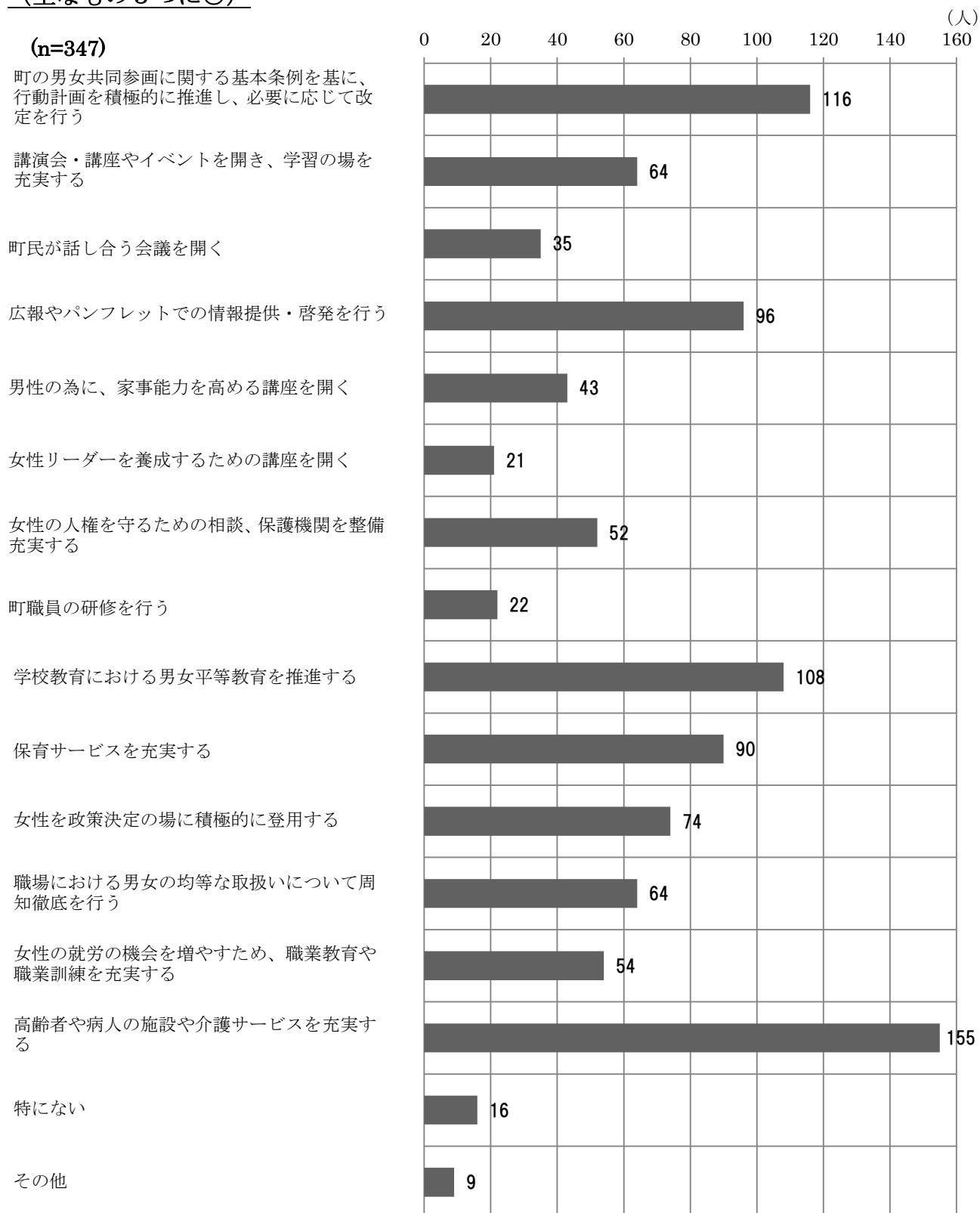
行政においては、男女共同参画推進行動計画や、男女共同参画まちづくり条例の周知を図るとともに、幅広い行政部門にまたがる男女共同参画施策について、内灘町役場内の推進体制の整備を図ります。また、町民とともに計画を着実に推進するため、各種セミナーの開催や計画の進捗状況を積極的に開示するなど、情報の共有に努めます。

◆あなたは次にあげる言葉を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

※その他は未回答の為、掲載なし。



◆内灘町は男女共同参画社会の実現のためにどのようなことに力をいれていくべきか。
(主なもの3つに○)



《その他 ご意見》

- ・この問の多くが自立・自助努力をうたっているが、それは個人、家族の孤立を招く恐れがある。全てを賄うことはもちろん無理だが、行政が出来ることを広く周知して、利用しやすい体制を作ることが大切。
- ・実現するとは思えない。

【施策の方向】

⑩町の推進体制の整備

事業概要		
25	町の推進体制の整備	担当課及び施設
	・「男女共同参画推進委員会」をおき、男女共同参画に関する施策の策定に関し、意見を聞き推進を図ります。 ・「男女共同参画推進庁内連絡会」をおき、全庁的に連携を図り、男女共同参画社会の推進を図ります。 ・国、県、他市町村と相互に情報を共有し、協調・連携して男女共同参画社会の推進に努めます。	男女共同参画室
	・町発行刊行物について、男女共同参画の視点で作成するよう努めます。	全課

⑪町民との連携の促進

事業概要		
26	町民との連携の促進	担当課及び施設
	・町民、事業者、各種団体との連携を深め、計画の推進を図ります。 ・計画の進捗状況や男女共同参画推進委員会の審議など情報公開に努めます。	男女共同参画室

⑫評価システムの整備

事業概要		
27	進捗状況の把握と調査の実施	担当課及び施設
	・計画の進捗状況について、定期的に点検・評価し、進捗管理を行います。 ・計画の進捗状況や町民の意識の変化等を把握するため、必要な調査を定期的に行います。	男女共同参画室

目標Ⅴ 国際社会との連携及び協調の推進

1975 年の「国際婦人年」を契機に、女性問題への世界的な取り組みが進められており、我が国でもこうした動きと連動して取り組みが進められています。

男女共同参画社会形成の促進には、国際社会における様々な取り組みと密接に関係するため、国および国際動向の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で、男女共同参画に関する国際的視点を養うことが重要になっています。

重点課題 1

国際理解の促進

【現状と課題】

内灘町においては、中国の呉江区との姉妹都市交流をはじめ、平成 29 年 9 月には台湾の竹北市との友好交流に関する基本合意書を締結しました。

また、毎年開催されているジャパンテントでは、外国人留学生のホームステイ支援や日本文化体験など、交流の機会を推進しています。

内灘町への観光目的や定住者などは少ない現状にありますが、町内在住の外国人をはじめ、内灘町を訪れた外国人が、私たちと同様に安心して過ごすことができる体制づくりも構築していかなければなりません。

教育の場のみならず町全体で、様々なレベルでの国際交流や国際協力への参画を推進するとともに、様々な国際理解と多文化共存の推進を図ります。

⑱国際交流・協力の推進

事業概要		
28	国際交流・協力の推進	担当課及び施設
	・中国呉江区との姉妹都市交流を行います。	総務課
	・外国人訪問者及び視察団等の対応・通訳等を行います。 ・日本語ボランティアグループによる日本語教室及び、交流事業を推進します。 ・J A P A N T E N T内灘プログラムによる、留学生のホームステイ支援や日本文化体験などの交流機会を推進します。	生涯学習課
	・町文化祭や様々な行事において、外国文化の紹介・交流を図る場を設けます。	地域振興課 生涯学習課

⑳国際的な概念や考え方の理解と多文化共生の推進

事業概要		
29	国際的な概念や考え方の理解と多文化共生の推進	担当課及び施設
	・冊子、ホームページ等、外国語による情報提供を促進します。	総務課
	・外国人の転入出、転居等に関する案内や対応、内灘町での生活に関する情報提供を充実します。	住民課
	・異なる文化や生活習慣に対する理解を深めるために、学校や生涯学習の場などで、国際理解のための啓発を推進します。	学校教育課 生涯学習課
	・各小学校で英語を母国語とした外国人（A L T 2名）による英語の授業を実施します。	学校教育課
	・国際交流員による様々なイベントの開催を推進します。 ・国際関係等の資料の収集をし、広く町民へ情報の発信を図ります。	生涯学習課

数値目標

関連する 事業概要	項目	現状	目標値 (平成 32 年度)
8	町の審議会における女性委員の割合	30.3%	40%
9	町職員の管理職（課長以上）に占める女性の割合	9.1%	10%
16	町男性職員の育児休暇取得率	0%	15%

参考指標データ

関連する 事業概要	項目	内灘町	石川県	備考
8	町の審議会における女性委員の割合	30.3%	33.9%	平成 28 年 3 月現在
9	町職員の管理職（課長以上）に占める女性の割合	9.1%	7.9%	平成 28 年 3 月現在
13	農業委員に占める女性の割合	8.3%	11.3%	平成 29 年 12 月現在
16	町女性職員の育児休暇取得率	100%	98.8%	平成 28 年 3 月現在
16	町男性職員の育児休暇取得率	0%	2.0%	平成 28 年 3 月現在

資 料 編

内灘町男女共同参画まちづくり条例

内灘町男女共同参画まちづくり条例施行規則

審議過程及び内灘町男女共同参画推進委員会委員名簿

日本国憲法〈抄〉

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

北京宣言及行動綱領目次

世界・国内の男女共同参画への動き

人間開発に関する指数の国際比較

用語解説

内灘町男女共同参画まちづくり条例

平成十九年十二月二十六日

条例第三十四号

私たちは、すべての人が性別にかかわらず、お互いを認めあい、かつ尊重しあいながら、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮できる社会が来ることを久しく希求してきた。

わが国では、個人の尊重と法の下での平等、またすべて国民は性別等によって差別されない旨が日本国憲法においてうたわれて以来、男女平等の実現に向けた取組みが国際社会の取組みとも連動しながら進められてきた。

こうした動きに合わせて、内灘町でも男女共同参画実現に向けた取組みを推進してきたが、その一環として実施した町民意識調査において、内灘町には今なお性別による差別や男女の固定的な役割分担意識、またそれらに基づく社会慣行の存在が明らかとなった。これらは男女がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を内灘町に実現するためには速やかに克服されなければならない課題であるといえる。

また、近年の私たちを取巻く少子高齢化の急進展や人口減少時代の到来など社会の諸々な変化に対応して、豊かで活力ある内灘町を創っていくためには、男女が互いにその人権を尊重しあいながら、あらゆる分野で生き活きと輝くことのできる男女共同参画社会の実現が強く求められているところである。

私たち内灘町民は、真に男女平等思想に基づく男女共同参画が実現されるまちづくりのために町民の英知と努力を結集し、内灘町を老若男女すべての人々にとって「住みたいまち・住んでよかったまち」と心から誇れるまちとして創りあげ、未来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、町、町民、及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、町の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシャル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- 四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、若しくはあったものを含む)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- 一 一人ひとりが個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- 二 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映し、男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことなく配慮されること
- 三 男女が社会における対等な構成員として、町の政策又は事業者その他の団体における方針など立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が互いの性を理解し、性と生殖に関する意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されること。

(町の責務)

第四条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、男女共同参画に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第五条 町民は、男女共同参画について理解を深め、かつ基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるよう、職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による禁止事項)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを含む暴力や、その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(行動計画)

- 第八条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策並びに町民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という)を策定しなければならない。
- 2 町長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 町長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ内灘町男女共同参画推進委員会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。
- 4 町長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(積極的改善措置)

- 第九条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び町民と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 町長、その他町の執行機関は、その設置する付属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の十分の四未満とならないよう努めなければならない。

(調査研究)

- 第十条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告の徴収)

- 第十一条 町長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。
- 2 町長は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。
- 3 町長は、第一項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供等を行うことができる。

(男女共同参画についての啓発等)

- 第十二条 町は、男女共同参画について広く町民及び事業者の理解を深めるため、その啓発、学習の促進等に積極的に努めなければならない。

(町民等の活動についての支援)

- 第十三条 町は、町民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(年次報告)

- 第十四条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(苦情への対応)

- 第十五条 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、関係機関との連携を図りつつ、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第十六条 町は、男女共同参画社会を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(財政上等の措置)

第十七条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第十八条 行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、内灘町男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(推進委員会の任務)

第十九条 推進委員会は、この条例に規定する事項その他重要な事項について、町長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(推進委員会の組織)

第二十条 推進委員会は、委員十人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 各種団体を代表する者
- 三 公募により選出した町民
- 四 前三号に掲げるもののほか町長が適当と認める者

2 推進委員会の委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日より施行する。

(内灘町男女共同参画推進委員会設置条例の廃止)

2 内灘町男女共同参画推進委員会設置条例(平成十七年内灘町条例第二十号)は、廃止する。

(内灘町男女共同参画推進委員会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の内灘町男女共同参画推進委員会設置条例により委嘱されている委員は、第二十条の規定により委嘱された委員とみなす。

内灘町男女共同参画まちづくり条例施行規則

平成二十年三月三十一日

規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、内灘町男女共同参画まちづくり条例(平成十九年内灘町条例第三十四号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(男女共同参画推進委員会の委員長及び副委員長)

第二条 条例第十八条に規定する内灘町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長は委員長がこれにあたる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第四条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課内において処理する。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年三月三十一日規則第一三号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年三月三十一日規則第一三号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

審 議 過 程

第1回	委員会	平成29年6月1日
第2回	委員会	平成29年8月1日
第3回	委員会	平成29年9月29日
第4回	委員会	平成30年1月30日
第5回	委員会	平成30年3月6日

内灘町男女共同参画推進委員会 名簿

任期：平成29年1月1日～平成30年12月31日

区 分	所 属	氏 名	備 考
学識経験者	金沢大学 人間社会学域 学校教育類 教授	綿引 伴子	委員長
各種団体代表	人権擁護委員	中村 由利子	副委員長
各種団体代表	金沢医科大学 総務部人事課	杉森 哲也	
各種団体代表	子ども会連絡協議会	井口 外明	
各種団体代表	内灘町女性協議会	浜野 勢津子	
公募委員	金城短期大学	源代 陽子	
公募委員	介護福祉士	庄田 正子	

日本国憲法〈抄〉

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18 条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23 条 学問の自由は、これを保障する。

第24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる

第31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第10 章 最高法規

第97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が

侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日= 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職

業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針

に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関す

る取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北京宣言及行動綱領目次

1 北京宣言（総理府仮訳）

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女児の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット
— 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。

11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。

12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。

14 女性の権利は人権である。

15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。

19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
- 37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

2 第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳）

第Ⅰ章 使命の声明

第Ⅱ章 世界的枠組み

第Ⅲ章 重大問題領域

- ・女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・女性に対する暴力
- ・武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- ・あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ・あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- ・天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害

第Ⅳ章 戦略目標及び行動

- ・女性と貧困
- ・女性の教育と訓練
- ・女性と健康
- ・女性に対する暴力
- ・女性と武力闘争
- ・女性と経済
- ・権力及び意思決定における女性
- ・女性の地位向上のための制度的な仕組み
- ・女性の人権
- ・女性とメディア
- ・女性と環境
- ・女兒

第Ⅴ章 制度的整備

- ・国内レベル
- ・小地域／地域レベル
- ・国際レベル

第Ⅵ章 財政的整備

- ・国内レベル
- ・地域レベル
- ・国際レベル

世界・国内の男女共同参画への動き

世界の動き	日本の動き	年	石川県の動き	内灘町の動き
国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	1975 年 (S50)		
「国際婦人の 10 年」(1976～1985) を決定	「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」開設	1977 年 (S52)	県民課に「婦人問題担当窓口」設置	
		1978 年 (S53)	「石川県婦人問題懇話会」設置	
国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		1979 年 (S54)		
「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		1980 年 (S55)		
	「国内行動計画後期重点目標」策定	1981 年 (S56)	「石川県婦人行動計画」策定	
	「国籍法」の改正	1984 年 (S59)		
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	1985 年 (S60)		
	婦人問題企画推進本部拡充：厚生を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	1986 年 (S61)		
	「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」策定	1987 年 (S62)	新婦人行動計画「いしかわ婦人プラン 21」策定	
	女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議	1988 年 (S63)		
国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		1990 年 (H2)		
	「育児休業法」の公布	1991 年 (H3)	婦人青少年課設置	
国連世界人権会議（ウィーン）		1993 年 (H5)	「いしかわ女性行動計画」策定	
国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令） 男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第 2 回及び第 3 回報告審議	1994 年 (H6)		
第 4 回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	1995 年 (H7)		

世界の動き	日本の動き	年	石川県の動き	内灘町の動き
	男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク) 発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	1996 年 (H8)		
	男女共同参画審議会設置 (法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	1997 年 (H9)		
		1998 年 (H10)	「いしかわ女性行動計画」 改訂	
	「男女共同参画社会基本法」 公布、施行 「食料・農業・農村基本法」 公布、施行	1999 年 (H11)	男女共同参画推進委員 (100 名) 委嘱	
国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標 (MD Gs) 設定 (目標 3 : ジェンダー平等 推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に 関する国連安保理決議第 1325 号」採択	「男女共同参画基本計画」 閣議決定	2000 年 (H12)	「男女共同参画推進室」設置	
	男女共同参画会議設置 男女共同参画室設置 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」施行 第 1 回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策 の方針について」閣議決定	2001 年 (H13)	「いしかわ男女共同参画プ ラン 2001」策定 「石川県男女共同参画推進 条例」制定・施行	
	アフガニスタンの女性支援に 関する懇談会開催	2002 年 (H14)		
	「女性のチャレンジ支援策の 推進について」男女共同参画 推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公 布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第 4 回及び第 5 回報告審議 「次世代育成支援対策推進 法」公布、施行	2003 年 (H15)		
	「女性国家公務員の採用・登 用の拡大等について」男女共 同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」改正	2004 年 (H16)		

世界の動き	日本の動き	年	石川県の動き	内灘町の動き
国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	2005 年 (H17)	「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画」策定	「女性施策推進室」設置 「男女共同参画推進委員会」設置
	「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	2006 年 (H18)		「女性施策推進室」を「男女共同参画室」へ改称 第1回男女共同参画に関する町民意識調査を実施
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」の改正 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2007 年 (H19)		「男女共同参画推進行動計画」策定
	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	2008 年 (H20)		「男女共同参画まちづくり条例」施行
	男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	2009 年 (H21)		
	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	2010 年 (H22)		
UN Women 正式発足		2011 年 (H23)	「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定	
第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画 策定	2012 年 (H24)		第2回男女共同参画に関する町民意識調査を実施

世界の動き	日本の動き	年	石川県の動き	内灘町の動き
	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	2013 年 (H25)		
第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる。 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)開催	2014 年 (H26)		
国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性の及び女兒の能力強化を行う)	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! 2015)開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	2015 年 (H27)		
	女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	2016 年 (H28)	「いしかわ男女共同参画プラン 2011 改定版」策定	
		2017 年 (H29)		第 2 回男女共同参画に関する町民意識調査を実施
		2018 年 (H30)		「男女共同参画推進行動計画改定版」の策定

人間開発に関する指数の国際比較

2016 年 人間開発指数 (HDI)

17 位／188 か国

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.933
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
10	アメリカ	0.920
12	香港	0.917
13	ニュージーランド	0.915
14	スウェーデン	0.912
15	リヒテンシュタイン	0.912
16	イギリス	0.909
17	日本	0.903
18	韓国	0.901
19	イスラエル	0.899
20	ルクセンブルク	0.898

「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を測るもの。(平均寿命、1 人あたり GDP、就学率 等)

2015 年 ジェンダー開発指数 (GDI)

55 位／160 か国

順位	国名	GDI 値
1	ウクライナ	1.000
1	フィンランド	1.000
3	フィリピン	1.001
3	タイ	1.001
5	スロベニア	1.003
6	スウェーデン	0.997
6	クロアチア	0.997
6	パナマ	0.997
9	トリニダード・トバゴ	1.004
9	コロンビア	1.004
11	ブラジル	1.005
12	ポーランド	1.006
12	クロアチア	1.006
12	カザフスタン	1.006
15	ノルウェー	0.993
15	アルメニア	0.993
17	ルワンダ	0.992
18	カタール	0.991
	⋮	
55	日本	0.970

人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数(HDI)の比率で示される。各国の GDI ランキングは、HDI における男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。1 が完全平等。

2015 年 ジェンダー不平等指数 (GII)

21 位／159 か国

順位	国名	G I I 値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロベニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
11	シンガポール	0.068
12	ベルギー	0.073
13	ルクセンブルク	0.075
14	オーストリア	0.078
15	スペイン	0.081
16	イタリア	0.085
17	ポルトガル	0.091
18	カナダ	0.098
	⋮	
21	日本	0.116

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。(妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)等)

2016 年 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

111 位／144 か国

順位	国名	G G I 値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776
12	ブルンジ	0.768
13	ドイツ	0.766
14	ナミビア	0.765
15	南アフリカ共和国	0.764
16	オランダ	0.756
17	フランス	0.755
18	ラトビア	0.755
	⋮	
111	日本	0.660

経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0 が完全不平等、1 が完全平等。

(参考)

内閣府男女共同参画局より

http://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html

※備考 HDI、GDI 及び GII については国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」より、GGI については世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成

用 語 解 説

	用 語	解 説
あ 行	アンペイドワーク	無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。 内閣府(旧経済計画庁)では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲として、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を挙げています。
	LGBT (エルジービーティー: Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender)	性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった総称であり、他の性的少数者は含まない。 1970年代には主にゲイが法的権利獲得や差別撤廃などを求めて「プライド」などと称されるパレード他の活動を始め、次第に4者が合流して全世界に活動が広まった。世界最大規模のブラジル「サンパウロ・ゲイ・プライドパレード」では、2009年に推計320万人が参加しており、日本でも各都市で大規模なパレードが開催されている。13年現在、同性結婚を認めた国は約20カ国にのぼり、14年4月15日にはインドで「第三の性」(トランスジェンダー)を法的に認める最高裁の判決が出された。 (補足1) LGBT/LGBTI/LGBTQは、性的指向(レズビアンL・ゲイG・バイセクシュアルB)、性別違和(トランスジェンダーT)、性分化疾患(インターセックスI)、クイアQというまったく性質が異なる存在をあわせた呼称である。したがって、このような一括した表現に対して違和感をもつ当事者も少なくない。「性的マイノリティ」という呼称が使われることもあるが、当事者の自称ではないため、今日の国際社会ではLGBT/LGBTI/LGBTQという表現のほうが一般的に用いられる。 (補足2)LGBTs 「L=レズビアン」「G=ゲイ」「B=バイセクシュアル」「T=トランスジェンダー」の頭文字と「s=その4つではないが性や恋愛に関するいろいろなこと」を表す。 (補足3) 1) 性的指向(性愛の対象)による区別 LGB L(レズビアン): 女性の同性愛者 G(ゲイ): 男性の同性愛者/同性愛者の総称 B(バイセクシュアル): 男性と女性の双方に性愛が向かう ⇒性的指向と性自認 性的指向は、性自認との関係で決まる。したがって、MTFのトランスジェンダー/トランスセクシュアルが、男性を愛する場合には、身体が男性のままだでも「異性愛」となる。なお、性的指向が男女のどちらにも向かない人を「アセクシュアル」と呼ぶ。 2) 性別違和(身体的性別と性自認が一致しない) TGとTS TG(トランスジェンダーTransgender): 持続的な性別違和感をもつが、身体の変更までは望んでいない人 TS(トランスセクシュアル Transsexual): 身体を変更した人/身体を変更したいと望んでいる人 MTFとFTM MTF(Male to Female): 生まれたときの身体の性別が男性で、性自認が女性 FTM(Female to Male): 生まれたときの身体の性別が女性で、性自認が男性

	用 語	解 説
か 行	家族経営協定	家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。
	間接差別	外見上は、性に中立的な規定、基準、慣行だが、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。
	苦情処理	国や地方公共団体が実施する法律、条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度、施策の運用を含む業務運営の在り方について国民・住民からの苦情(不平・不満・提案等)を受け付け、簡易・迅速・柔軟な方法で処理することです。 男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされています。 国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。 $\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} \quad 15 \sim 49 \text{ 歳までの合計}$
	ゴール・アンド・タイムテーブル方式	積極的改善措置の手法の一つであり、数値などの達成すべき目標と達成までの期限を明らかにし、計画的に取り組む方法です。(→積極的改善措置)
	国連婦人開発基金 (UNIFEM)	開発途上国の女性に技術的、財政的援助を行い、自立を支援することを目的に、UNDP(国連開発計画)の下部機関として設置された国連機関のことで、1976年、「国連婦人の十年のための基金」として設立され、その後1985年に「国連婦人開発基金」と名称が改められました。 現在では、女性の人権擁護、女性に対する暴力の撤廃、政策決定への女性の参加などを課題として活動しています。
	国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。
	国連人口基金 (UNFPA)	世界各国の人口政策を支援するために1969年に国連人口活動基金(United Nations Fund for Population Activities)として設立され、1987年に国連人口基金に名称変更しました(略称はUNFPAのまま)。現在は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと女性のエンパワーメントを主要な課題として活動しています。
	国連特別総会 「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

	用 語	解 説
か 行	国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	国連婦人の地位委員会 (CSW:Commission on the Status of Women)	経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。 政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行います。
	固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
さ 行	ジェンダーエンパワーメント 指数 (GEM:Gender Empowerment Measure)	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できているかどうかを測るものです。 HDI(人間開発指数、HDI:Human Development Index)が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てています。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出しています。
	ジェンダー主流化	1995年に北京で開催された第4回世界女性会議で強調されるようになった考え方で、すべての政策及び計画においてジェンダー視点を主流化することです。経済社会理事会は、以下のようにジェンダー主流化を定義しています。 「すべての分野のすべてのレベルの法律、政策、施策を含め、すべての施行が女性と男性に及ぼす影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が持続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会すべての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである。」
	ジェンダー・フォーカル・ポイント・ネットワーク (APEC女性問題担当者ネットワーク) (GFPN:Gender Focal Point Network)	APECに加盟する国、地域、フォーラ(委員会等)に設置されている女性問題担当者(ジェンダー・フォーカル・ポイント)のネットワーク。2002年に開催されたAPEC女性問題担当大臣会合での合意に基づき設置され、毎年会合が開催されています。APECの各フォーラやSOM(高級事務者会合)に対し、ジェンダーの問題に関する政策や実用的な助言を行っています。

	用 語	解 説
さ 行	ジェンダー(社会的性別)の視点	1 人間は生まれつきの生物学的性別(セックス／ sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／ gender)といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。 「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。 このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。 2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なります。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識であります。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではありません。
	女子差別撤廃委員会 (CEDAW:Committee on the Elimination of Discrimination against Women)	女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置され、1982年4月に同委員会委員の第1回選出が行われました。 締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討することなどを主な機能としています。
	女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) (CEDAW:Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)	女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。2006年11月2日現在の締約国数は185カ国。日本は1980年に署名、1985年に批准しました。
	女子差別撤廃条約選択議定書	1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2007年6月15日現在の締約国数は88カ国。我が国は未批准です。
	女性センター (男女共同参画センター)	都道府県、市町村等が設置している女性のための総合施設です。 「女性センター」「男女共同参画センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。また、公設公営や公設民営だったり、女性センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は様々です。女性センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。

	用 語	解 説
さ 行	女性のエンパワーメント	女性が個人として、そして／あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。
	女性の労働力率	労働力率とは、就業者と完全失業者の合計が15歳以上人口に占める割合のことです。 女性の年齢階級別労働力率について、昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然としてM字カーブを描いているものの、ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきています。M字のボトムの形状の変化に注目すると、7年から17年の10年間で労働力率は9ポイントも上昇し、M字カーブの底は大きく上がり、台形に近づいてきています。この変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。
	世界女性会議	1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第1回(国際婦人年女性会議)は1975年にメキシコシティで、第2回(「国連婦人の十年」中間年世界会議)は1980年にコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議)は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。
	人身取引 (トラフィッキング)	「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条(a)において、「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することを言います。 搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されています。
	セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。 また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。
	セクシュアルマイノリティ (Sexual Minority)	何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のことを言います。性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティとも言います。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー(性同一性障害の当事者含む)などが含まれます。 最近の英語圏では、総称として、GSM(「ジェンダーと性的少数」)、GSRM(「ジェンダー、セクシュアリティ、そしてロマンチックマイノリティ」)、およびGSD(「ジェンダーとセクシュアリティの多様性」)が提案されています。
	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	(→ポジティブ・アクション)

	用 語	解 説
た 行	男女共同参画会議	平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。 内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されています。所掌事務は、男女共同参画社会基本法第22条に以下のとおり掲げられています。 (1)男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。 (2)内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。 (3)上記に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。 (4)以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。 ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視 ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
	男女共同参画基本計画	「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、平成17年12月27日に第2次基本計画が閣議決定されています。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。
	男女共同参画週間	男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」が平成13年に設けられました。毎年6月23日から6月29日までの1週間 です。 この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。 <主な行事> (1)男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 (2)男女共同参画社会づくり功労者表彰 (3)女性のチャレンジ賞、チャレンジ支援賞・チャレンジ賞特別部門賞表彰

	用 語	解 説
た 行	男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月の閣議決定に基づき内閣に設置されました。 本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。
	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画推進連携会議は、男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図り、国民的な取組を推進するため、平成8年に発足しました。毎年2回程度全体会議を開催するとともに、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための会（「聞く会」）を機動的に開催し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進しています。
	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。 なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。 ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。
な 行	内閣府男女共同参画局	平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。 この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。
	ナショナルマシーナリー (国内本部機構)	女性の地位向上に向けて総合的な施策を進めるための組織のこと。第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領には次のように定義されています。「女性の地位向上のための国内本部機構は、政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は、政府全体にわたって男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。」
	人間開発指数 (HDI: Human Development Index)	「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定した指数です。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出します。
	農業委員	「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会である農業委員会の委員。公選制の下での選挙委員と、市町村長が選任する選任委員（団体推薦、議会推薦）がいます。
	農村女性による起業活動	農村女性が主たる経営を担い、地域農産物等の販売（朝市、直売所等）、地域農産物等を活用した加工（漬物、味噌、菓子、ジャム、ハム、ソーセージ等）などを行う経済活動のことです。

	用 語	解 説
ま 行	見た目問題	顔や身体に先天的や後天的な見た目(外見)の症状を持つ当事者が、その見た目がゆえに直面する問題の総称のことを言います。 問題の概要としては、当事者の見た目を理由とした偏見や差別、いじめ、当事者自身の見た目へのコンプレックスから起こる対人関係の悩み、引きこもり、孤立などがあります。また症状によっては身体機能に大きな支障がなく、日常生活には困らない場合や治療の緊急性がないことも多いことから、身体障害者などには該当せず、公的支援の対象とならない事例も多数あります。
は 行	配偶者からの暴力	(→ドメスティック・バイオレンス)
	ハラスメント	嫌がらせやいじめ、相手を不快にさせること。英語では苦しめること、悩ませること、迷惑の意味。 ハラスメントを使った用語として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど。
	夫婦別氏(姓)制度	夫婦がそれぞれ異なる氏(姓)を名乗る制度をいいます。 夫婦別氏制度には、(1)夫婦がそれぞれ結婚前の氏を名乗るもの、(2)夫婦が同じ氏を名乗ることのほか、それぞれ結婚前の氏を名乗ることができるもの(選択的夫婦別氏制度)、(3)夫婦が同じ氏を名乗ることを原則として、例外的にそれぞれ結婚前の氏を名乗ることを認めるもの(いわゆる例外的夫婦別氏制度)などがあります。我が国の現行制度では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」(民法第750条)と、夫婦同氏制度が採用されており、夫婦別氏制度は採用されていません。
	北京宣言及び行動綱領	1995年に北京で開催された第4回世界女性会議(北京会議)で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメントの視点から、緊急かつ優先的に行動を起こすべき問題を分析し、12の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のため、政府、国際機関、民間部門、女性団体、メディア等の分野での最も重要な国際公約となっています。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための誓約(コミットメント)・決意等を記載したものです。行動綱領と合わせ採択されました。 〈行動綱領における12の重大問題領域〉 A.女性と貧困、B.女性の教育と訓練、C.女性と健康、D.女性に対する暴力、E.女性と武力紛争、F.女性と経済、G.権力及び意思決定における女性、H.女性の地位向上のための制度的な仕組み、I.女性の人権、J.女性とメディア、K.女性と環境、L.女児
	北京会議 (第4回世界女性会議)	1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議。190カ国(EC(欧州共同体)を含む)及びパレスチナ(オブザーバー)のほか、多くの国連機関、政府間機関が参加しました。また、2,000を超える非政府組織(NGO)が認証され参加しました。日本の代表団としては、野坂浩賢内閣官房長官兼女性問題担当大臣を首席代表とし、代表顧問として民間代表4名、顧問議員団として国会議員23名が出席しました。北京行動綱領及び宣言を採択しました。

	用 語	解 説
は 行	ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖の健康・権利)	性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、平成6年(1994年)の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。 また、性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)とは、「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされています。 なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではありません。
	ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。
	ワンストップ・サービス	各種行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1箇所、あるいは1回の手続きで提供することをいいます。 手続きについて、複数箇所、または複数回にわたって訪れることが必要なものについて、訪問箇所又は訪問回数の減少を進め、究極的には1箇所又は1回で関連する各種行政サービスを提供することにより、手続きに係る負担の軽減、利便性の飛躍的向上を図ることを目的としています。 「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)においても、「いつでも、どこでも、だれでも」チャレンジできるように、女性のチャレンジを支援するために関連情報等のネットワーク化を図り、ワンストップで支援情報の提供を行うことのできる環境整備が必要であると提言しています。

(参考)

男女共同参画関連用語(平成24年8月更新)

http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/

比較ジェンダー史研究会

<http://ch-gender.jp/wp/>



内灘町男女共同参画推進行動計画-改定版-
～一人ひとりが輝き ハーモニー奏でるまちをめざして～

平成 30 年 3 月

発行 内灘町生涯学習課男女共同参画室

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL(076)286-6716 FAX(076)286-6714

E-mail danjyo@town.uchinada.lg.jp